



全国の自然再生の取り組み

自然との 共生を 目指して



環境省



目次

自然再生事業の進め方	3
環境省の取り組み（国立公園）	
1 釧路湿原 湿原生態系の保全再生、森林の保全再生	5
2 サロベツ 湿原の再生	7
3 小笠原 海洋島独特の生態系の再生	9
4 大台ヶ原 森林生態系の再生	11
5 阿蘇 二次的草原の再生	13
6 石西礁湖 サンゴ群集の再生	15
7 竜串 サンゴ群集の再生	17
自然再生の担い手たち	18
地方公共団体の取り組み（国定公園・国指定鳥獣保護区等）	
1 森吉山麓高原 森林の再生	19
2 蒲生干潟 干潟の保全・再生	20
3 伊豆沼・内沼 湖沼生態系の保全・再生	21
4 琵琶湖 ヨシ群落の再生、内湖の再生	22
5 伊吹山 山地草原の再生	23
6 上山高原 森林の再生、草原の再生	24
7 竹ヶ島 サンゴ群集の再生	25
8 三番瀬 干潟・浅海域の再生	26
9 丹沢大山 丹沢大山地域の総合的な自然再生	26
10 小佐渡東部 トキの生息環境の確保	27
11 霧ヶ峰 草原の再生	27
12 八幡湿原 湿原の再生	28
多様な主体による協議会の発意・呼びかけ	28
自然再生推進法に基づき設立された自然再生協議会の取り組み	
1 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	29
2 麻機遊水地保全活用推進協議会	29
3 多摩川源流自然再生協議会	30
4 神於山保全活用推進協議会	30
5 檜原湿原地区自然再生協議会	31
6 榎野川河口域・干潟自然再生協議会	31
7 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	32
8 くぬぎ山地区自然再生協議会	32
9 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	33
10 中海自然再生協議会	33
11 久保川イーハトーブ自然再生協議会	34
12 多々良沼・城沼自然再生協議会	34
13 三方五湖自然再生協議会	35
14 高安自然再生協議会	35
15 北潟湖自然再生協議会	36
SDGs 持続可能な開発目標を取り入れた取り組みの事例	36
地域循環共生圏の考え方を取り入れた取り組みの事例	37
自然再生事業を環境学習の場に	39
自然再生推進法の概要	41
自然再生推進法（全文）	43
自然再生基本方針（全文）	45

自然との共生を目指して

平成 14 年 3 月、人間と自然がバランスよく暮らしていくための羅針盤として「新・生物多様性国家戦略」が策定され、「保全の強化」、「持続可能な利用」と並び「自然再生」が今後展開すべき施策の大きな方向として位置づけられました。

平成 15 年には、自然再生の基本理念や手順等を定めた「自然再生推進法」が施行され、また同年 4 月には同法に基づく「自然再生基本方針」が閣議決定し、その後全国各地で様々な自然再生の取り組みが進められています。なお、更なる自然再生の推進のため、平成 20 年 10 月の第 1 回、平成 26 年 11 月の第 2 回の変更を経て、この度、第 3 回目の変更を行いました。

この冊子は、環境省またはその他の団体が行う自然再生事業がどのようなもので、各地でどのようなことが行われているのかについて紹介し、さらにこの取り組みを拡げていくことができるよう、具体的な実施内容を中心に取りまとめたものです。

この冊子をより多くの地域で自然再生の取り組みを進めていく足がかりとして、ご活用いただきたいと思います。

(令和 2 年 2 月)

- 環境省直轄事業地域
- 自然環境整備交付金事業地域
- その他の地域において自然再生協議会が設立されている地域



自然再生事業の進め方

1 環境省の事業メニュー

自然再生事業は、多様な主体の参画のもと生態系の観点から十分な事前調査を行い、科学的知見に基づき実施されることが重要です。

科学的知見に基づく実施

調査・検討



自然再生事業

環境省が支援等を行う自然再生事業^{※1}

国立公園

事業主体：環境省
(国費 10 / 10)

国定公園
国指定鳥獣保護区^{※2}

事業主体：地方公共団体
自然環境整備交付金事業
(事業費の 45%を限度に交付)

※1 環境省は、「国立公園、国定公園および国指定鳥獣保護区」において実施される自然再生事業の施設等整備費等を交付金事業等で支援しています。なお、「国立公園、国定公園および国指定鳥獣保護区以外の地域」(その他地域)についても平成 14 から 16 年度の間は補助の対象でしたが、平成 17 年度 of 自然環境整備交付金の創設時にその対象外となりました。

※2 平成 19 年度から新規に着手する国指定鳥獣保護区における自然再生事業は、国直轄の保全事業として実施することが可能となりました。

2 対象地域

自然再生を行う地域は、自然生態系、生物多様性といった観点から選定される必要があります。

対象地域

生態系を重視する観点から緊急に自然を再生することが必要な地域であって、次のいずれかの区域を含む地域

地域を代表する
自然生態系を有する区域

生物の生息・生育環境の連続性の確保という観点から重要な位置にあるなど

阿蘇、森吉山麓高原、
八幡湿原など

生物多様性保全のため
再生する必要がある区域

希少野生動植物等の重要な生息・生育の場であるなど

釧路湿原、石西礁湖、
上山高原など

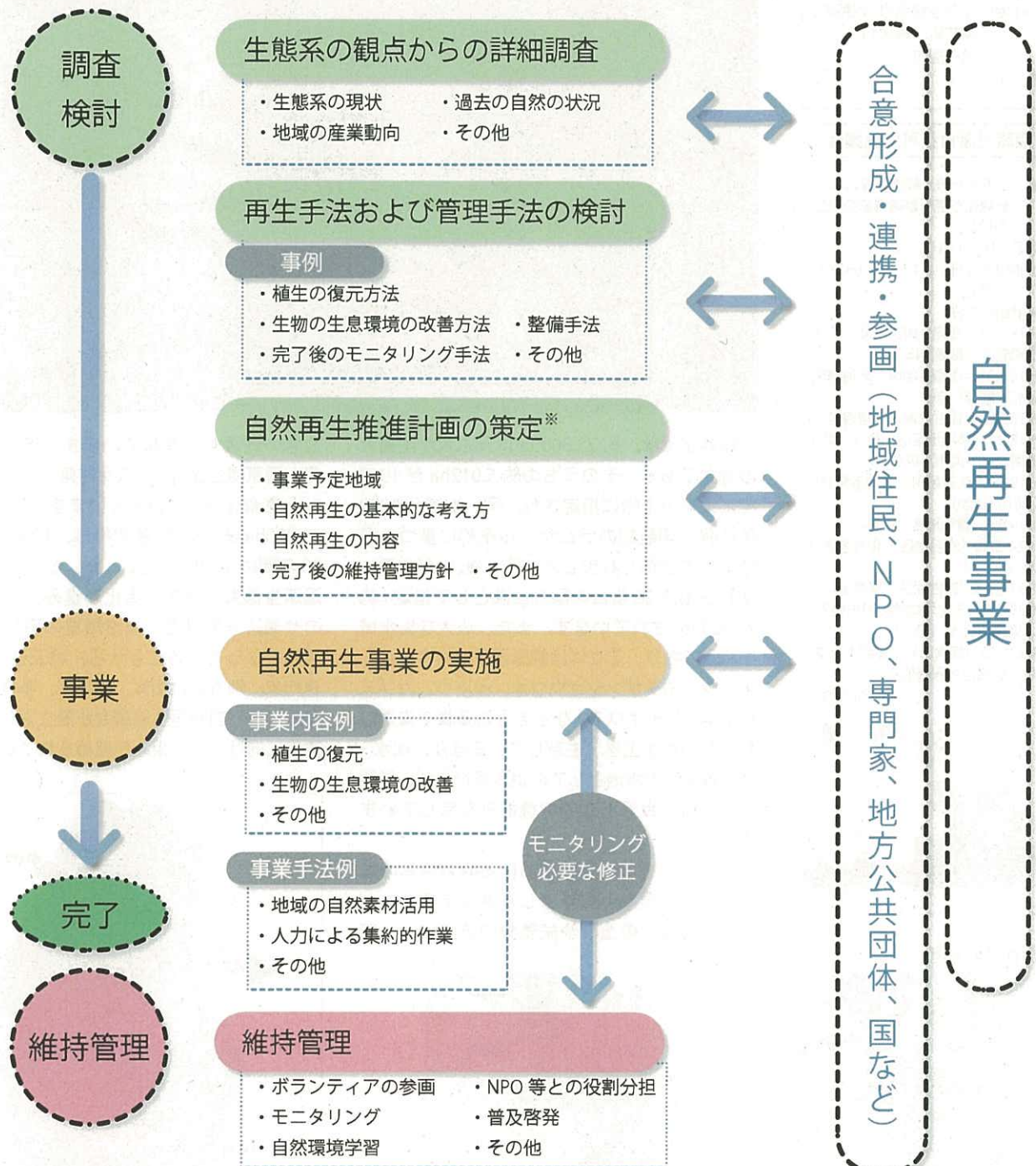
自然環境再生の必要性、
効果が高い区域

改変の状況が顕著であり、社会的関心が高いなど

竜串、伊豆沼・内沼、
三方五湖など

3 調査・事業の流れ

調査の実施や計画の策定、事業の実施、完了後の維持管理に至るまでの流れの例を以下に示します。



※各事業主体が生態系の詳細調査、再生・管理手法の検討を行い、多様な主体との合意形成等を踏まえて策定する自然再生事業に係る計画



釧路湿原

再生
目標

1980 年以前（ラムサール条約登録前）の湿原環境を取り戻すことを目指す。

DATA

エリア：釧路湿原国立公園
所在地：北海道釧路市、釧路町、
標茶町、鶴居村、
弟子屈町
着手：H13

釧路湿原自然再生協議会

概要：流域からの土砂流入等により、
乾燥化が進む釧路湿原の再生
を検討。

設立日：H15.11.15

全体構想作成日：H17.3.31（H27.3
改訂）

実施計画作成日：

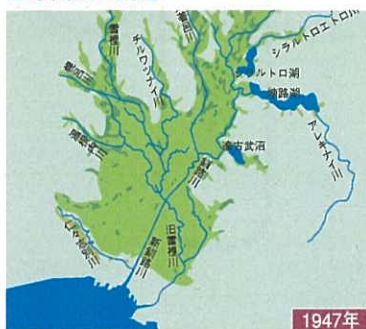
- H18.1.31（雪裡・幌呂地域／北海道開発局（農業）ほか）
- H18.1.31（南標茶地域／北海道開発局（農業）ほか）
- H18.2.28（達古武地域／環境省）
- H18.8.1（茅沼地区旧川復元／北海道開発局（河川）ほか）
- H18.8.1（久著呂川／北海道開発局（河川）ほか）
- H19.9.6（雷別地区／林野庁）
- H24.5.30（幌呂地区／北海道開発局（河川））
- H25.2.19（達古武湖／環境省）
- H29.7.7（ヌマオロ地区旧川復元／北海道開発局（河川））
- R2.10.23（釧路川支川魚類生息環境／釧路自然保護協会）

（R4.3 現在）

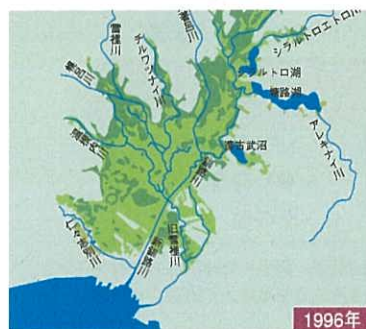


タンチョウ

湿原面積の変遷



1947年



1996年

国土交通省資料より作成

関連ホームページ

釧路湿原自然再生プロジェクト湿原データセンター：<http://kushiro.env.gr.jp>

釧路湿原自然再生協議会：<https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>

みんなで進める！釧路湿原の自然再生：<https://www.kushiro-wanda.com/>



釧路湿原は、約 25,800ha に及ぶ我が国最大の湿原であり、そのうちの約 5,012ha が 1967 年に天然記念物に指定され、同一地域が 1980 年に我が国最初のラムサール条約に基づく湿地として登録されました。その後、1987 年には我が国で 28 番目の国立公園として指定（約 29,000ha）されています。また、広大な集水域を有しており、そこには釧路湿原に特有のタンチョウ、キタサンショウウオ、イトウ、カブスゲ群落（ヤチボウス）などを含む多様で貴重な野生動植物が生息・生育しているほか、保水・浄化機能や遊水池としての洪水調節機能、景観資源・観光資源としての機能等を有しています。

しかし、近年の流域における経済活動の拡大に伴い、湿原面積が著しく減少するとともに、流域からの土砂や栄養分の流入によって

湿原の乾燥化が進んでいます。また、それに伴い湿原植生がヨシ・スゲ群落からハンノキ林へと急激な変化を見せています。1947 年に約 25,000ha あった湿原面積は、1996 年までの 50 年間に 2 割以上減少しました。このように、湿原生態系の消失・劣化が進み、湿原そのものや周辺を取り巻く自然環境の再生が緊急の課題となっていることから、地元住民、NPO、専門家、地方公共団体、国など、多様な主体の参画により自然再生協議会が設立され、湿原の再生に向けた取り組みが進められています。



釧路湿原自然再生対象区域（赤字：事業対象地）

自然再生の手法

- ▶ 森林の保全再生により流域の保水能力、土砂流入防止機能を向上させる→①

自然再生協議会では、自然再生の対象区域を釧路川水系集水域の5市町村にまたがる250,000haとしています。このうち、事業対象地は湿原保全上の課題が集積している地域、再生への取り組みのシンボルとなり得る地域といった観点から、「広里地域」、「達古武地域」、「塘路・茅沼地域」、「久喜呂・幌呂地域」の4地域を選定しました。

現在、環境省では達古武地域において再生事業を実施しています。

① 達古武地域における自然林再生

達古武地域の丘陵地では、裸地、ササ地、人工林が目立ち、土壌浸食に伴う土砂の流出と湖沼への堆積等が課題となっています。この地域において、達古武沼の北側に近接するカラマツ人工林約99haを含む約148haを対象として、平成18年2月に自然再生事業実施計画が作成されました。

この実施計画は次の3つの事業からなります。

1) 自然林再生

広葉樹の稚樹の定着と成長を阻害する要因（ササの被覆・エゾシカによる被食等）を効果的に取り除く手法を用いて再生を進めます。

2) 土砂流出防止

作業道からの土砂流出防止対策を実施します。

3) 環境学習

より実践型・体験型となることを基本とした環境学習プログラムを作成、実施します。



土砂流出防止対策

土砂流出が懸念される箇所において、土砂流出防止対策を行う



自然林の再生

単一樹種の一斉造林地において、広葉樹の稚樹定着の阻害要因を効果的に取り除く手法を検討



シードトラップによる種子採取の状況

達古武森林再生試験区（地表処理区と対照区）

ここに注目！ 生物多様性を意識した自立的な自然林の再生（SDGs 目標15）

人工林の造成に伴う裸地や土砂取り場等は自律的に森林に回復する可能性が低く、残っている森林も度重なる伐採と単一樹種の造林により大径木が欠如し、生物多様性が損なわれています。このような場所を自然林に再生するため、自然散布のみでは稚樹の定着が困難な場所では遺伝的かく乱の防止に配慮した地元産の苗木を植栽しますが、自然の力で回復できる見込みのある場所についてはなるべく手を加えない手法を優先しています。モニタリングしながら場所毎の特性を見極め取り組み、最終的には全ての森林で自律的に自然が維持される状態を目指しています。

自然再生事業の効果

本事業により、自然林と湿原が繋がる地域本来の生態系を回復させる効果と、これまで事例の少ない地域産の種子による再生ノウハウの蓄積が期待されます。当地域での調査・検討に基づく知見は、今後の湿原再生に大いに役立つものと考えられます。

その他、北海道開発局釧路開発建設部が実施した、人工的に直線化された河川を元の蛇行河川に復元する事業により、湿原植生面積の増加、川の流れの早さや深さなどの多様化による魚類等の種類・個体数の増加、洪水時の土砂堆積による下流への土砂の減少、カヌーや釣りなどによる利用者の増加などが確認されています。



地域産種子による苗畑



蛇行復元（北海道開発局釧路開発建設部治水課事業）



DATA

エリア：利尻礼文サロベツ国立公園
所在地：北海道天塩郡豊富町
着手：H14

上サロベツ自然再生協議会

概要：国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。

設立日：H17.1.19

全体構想作成日：H18.2.2

実施計画作成日：

- H18.7.13 (緩衝帯・沈砂池／豊富町・北海道開発局ほか)
- H21.7.2 (環境省 H30.6.16 変更)
- H24.5.28 (稚内内砂丘林／林野庁)
(R4.3 現在)

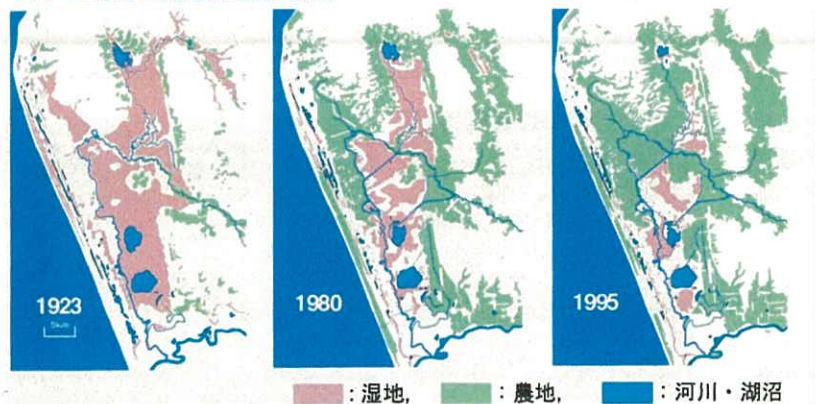


コモチカナヘビ



ツルコケモモ

サロベツ原野の開発と農地の拡大



サロベツ

再生目標

高層湿原…………… 国立公園指定時（昭和 49 年）の植生やその広がり状況をイメージし、当時の状況を残す箇所を標準とし、これを目指とする。

ペンケ沼…………… 現況の維持を目指す。（これ以上埋塞が進まない状態）

泥炭採取跡地…………… 湿原植生の再生・創出を図ることを目指す。

砂丘林湖沼群…………… 生態系を保持するために水位低下を抑制することを目指す。



サロベツ原野は、その起源が日本海に面した沿岸部の砂丘帯と宗谷丘陵に囲まれた潟湖（古サロベツ湖）にあり、これに流入する古天塩川とその支流の相互作用を受けながら、泥炭が堆積して形成されており、低平地における国内最大の高層湿原となっています。

湿原では、ミズゴケ、ツルコケモモ等が生育する高層湿原が広がり、サハリンと北海道の動物分布境界を象徴するとされるコモチカナヘビが確認されています。また、水鳥の渡りの中継地として利用され、近年はタンチョウの繁殖が

確認されるなど、特色のある生態系・自然環境を形成しています。

しかし、周辺の土地利用の変化に伴い、湿原において地下水位の低下や乾燥化、地盤沈下が発生し、これにより高層湿原が減少しササやヨシ等が侵入するなどの現象が生じています。

一方、泥炭地からなる周辺農用地においては、湛水や過湿被害等により生産性が著しく低下しています。このため、湿原の消失と劣化、農業との両立などの、課題解決に向けた自然再生の取り組みを進めています。

対象地域



自然再生の手法

- ▶ 地下水位の低下抑制→①
- ▶ 泥炭採取跡地の復元→②
- ▶ 農地と湿原の緩衝帯等の整備→③

農地と湿地の間には、主に地下水を要因として、相互に影響し合う強い関係がみられ、農地においては適度の排水を確保しつつ土砂流出を防ぐことが求められています。一方で、湿原においては地下水位の上昇とその安定化を図ることによって乾燥化を防ぐことが求められています。このため、既設の水抜き水路を埋め戻し、湿原植生を再生する事業を行っています。

また、農地と湿原の境界付近では、北海道開発局を中心に緩衝帯が整備されました。

① 水抜き水路の堰上げ等による地下水位の低下抑制

既設の水抜き水路を埋め戻し、排水を抑制することで湿原の乾燥化を防いでいます。また、埋め戻し後は、地下水位と植生の変化について継続的に調査しています。



水抜き水路の埋め戻し



埋め戻し工のイメージ

② 泥炭採取跡地における湿原植生回復

初期の泥炭採取跡地では、経年変化に伴いミズゴケが発達する等、湿原植生の回復がみられています。しかし、採取跡地の多くは大きな開水面や植生回復の進まない部分が残っていることから、湿原植生の再生・創出の具体的な手法を検討しています。



浮島に生育する
ナガバノモウセンゴケ



泥炭採取跡地



植生回復試験

③ 農地と湿原の緩衝帯等の整備

農用地と湿原が直接隣接する箇所内、湿原の地下水位に影響を及ぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制しています。また、整備する農業用排水路に設置される沈砂池を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減しています。

緩衝帯のイメージ



ここに注目！ 農業と湿原が共生することのできる緩衝帯の設置

湿原の保全のために農業者が農地を提供する形で整備された緩衝帯は、約10kmもの延長に渡り、農業と湿原の共生に向け機能が発揮されています。緩衝帯を作ることは、農業者の自然環境への意識の醸成にも繋がりました。

自然再生事業の効果

水抜き水路を埋め戻したことによって涸れていた落合沼の湛水が回復し、周囲の湿原の地下水位が上昇しています。

また、泥炭採取跡地では、植生ネットを敷いたことによって湿原植生の回復の兆しがみられています。



湛水が回復した落合沼



泥炭採取跡地の植生回復

おがさわら

小笠原

再生
目標

島の自然と人間とが共生していくための仕組みを築き、自然再生の手助けを行うことにより、自然の進化や変化が健全に進行する状態を目指す。

DATA

エリア：小笠原国立公園
所在地：東京都小笠原村
着手：H14

小笠原諸島世界自然遺産地域
連絡会議及び科学委員会

概要：地元関係者や関係機関、学識経験者が連携・協力し、合意形成を図りながら、小笠原諸島における外来種の防除や植生復元等をはじめとした、諸島全体の保護管理に関する総合的な取り組み方策を検討。

(R4.3 現在)



ムニンノボタン



オガサワラオオコウモリ



オガサワラノスリ



小笠原国立公園は、東京の南約 1,000km から南へ続く父島、母島など大小 30 の島からなる小笠原諸島の大半を含む国立公園です。また、海洋性の亜熱帯気候に属し、大陸から隔絶されているため、限られた面積の中で独自の種分化が起こり、数多くの固有種が見られ、学術的にも極めて貴重な地域です。特に陸産貝類（カタツムリ）や植物、昆虫類において固有種の割合が高く、今なお進化の過程にあることから、その独特の島しょ生態系が世界遺産の価値として認められ、平成 23 年 6 月に世界自然遺

産に登録されました。

しかし、小笠原のほぼ全域において、人間活動に起因する外来種の定着および分布の拡大が進み、在来の自然生態系、生物多様性が危機的な状況にあります。このため、外来種によって自然生態系が攪乱されている地域、あるいは固有種等の衰退が生じている地域を対象に、特に優先して対策を講ずべき地域を選定し、海洋島独特の生態系を再生するための取り組みを進めています。

外来種の侵入による固有種・在来種の絶滅の恐れ



希少昆虫を捕食するグリーンアノール



ニューギニアヤリガタリクウズムシに捕食されるカタツムリ



外来植物（アカギ）が繁茂して生物多様性が低下した森林

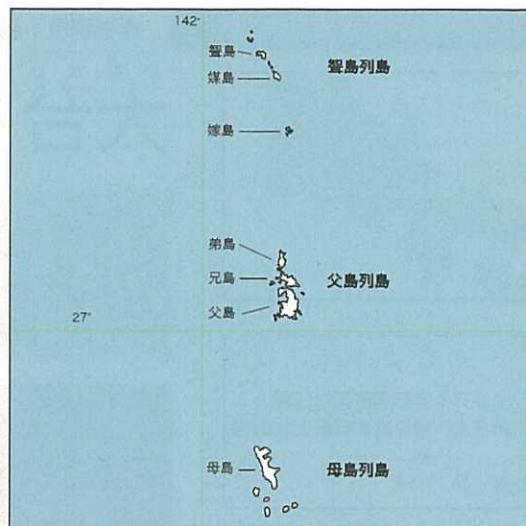
自然再生の手法

- ▶ 外来種に攪乱された生態系の健全化→①
- ▶ 海洋島に残された固有種等の保全
- ▶ 自然を再生し、自然と共生するための地域づくり

外来種の影響を軽減し、健全な生態系を回復するため、外来種の駆除や、在来動植物相の復元に関する実証試験等を実施しながら、自然再生手法の検討・確立に取り組んでいます。また、持続的な利用を可能にするルールを定めることなどにより、自然と共生する地域づくりを進めています。



母島南崎



① 外来種の駆除

小笠原諸島では、人間活動の影響により侵入した様々な外来種が本来の島しょ生態系に大きな影響を及ぼしており、対策手法検討や実証試験を行った上で、様々な防除対策を進めています。

ノヤギによる希少植物への食害が生じている父島においては、特に重要保全エリアをノヤギ排除柵で囲って駆除を行い、柵内ではノヤギの排除を達成しました（平成25年1月に達成）。また、父島や母島においては、関係機関・団体と連携し、特に鳥類への影響が大きいノネコを捕獲し、本土に搬送、馴化して里親に譲渡する事業を進めています。グリーンアノールによる昆虫相の崩壊が起きている父島・母島と、平成25年3月に新たに生息が確認された兄島においては、グリーンアノール捕獲器や侵入防止柵の設置により対策を進めています。ニューギニアヤリガタリクウズムシによって絶滅の危機に瀕している父島等の陸産貝類（カタツムリ）を守るため、カタツムリを保護し、室内で飼育するとともに生息地への移植（補強）を実施しています。

ここに注目！ 島毎に合わせた外来種対策

多くの島からなる小笠原では、守るべき固有種の状況や外来種の侵入状況が、島毎に異なります。このため、島毎に目標を定めながら取り組みを展開しています。外来種駆除による急激な環境変化が生じないように、生きもの同士の関係や生態系全体のバランスに注意しながら取り組みを進め、外来種に攪乱された生態系の健全化を目指しています。



父島東平 ノネコノヤギ侵入防止柵



カタツムリを緊急的に保護するための室内飼育



H25.3に兄島に侵入が確認されたグリーンアノールの防除対策



捕獲されたノネコ

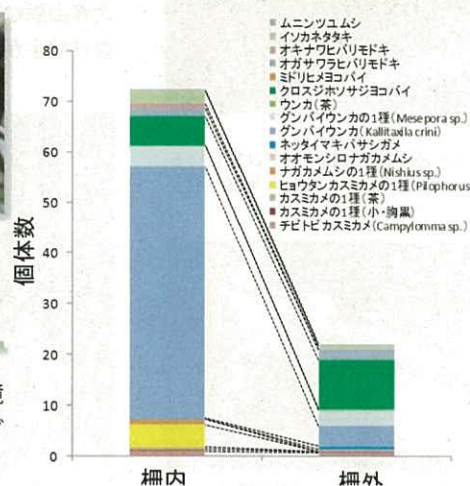
自然再生事業の成果

自然再生事業を進めた結果、一部では在来生態系の回復など、成果が見られています。父島では、ノネコ捕獲対策の結果、これまでほとんど見ることでできなかったアカガシラカラスバトの個体数が人里の周辺でも見られるほどに増加しました。

母島では、新夕日ヶ丘自然再生区でグリーンアノール侵入防止柵を設置し、柵内での捕獲を進めた結果、昆虫相に回復傾向が見られています。



目撃頻度が大幅に増加したアカガシラカラスバト



新夕日ヶ丘自然再生区内での昆虫相の回復状況

地域と自然との共生に向けて

自然再生事業の成果として、アカガシラカラスバトの個体数が増え、生息域や利用環境の拡大が確認されました。ところが、交通事故やガラス窓への衝突事故等の新たなトラブルも増加しました。そのため、その他の動物も含む事故個体救護、医療体制・施設整備等、地域との連携を図りながら事業を進めています。

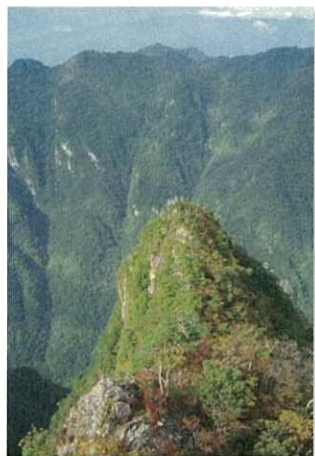


DATA

エリア：吉野熊野国立公園
所在地：奈良県吉野郡上北山村
他
着手：H14

大台ヶ原自然再生
推進委員会

概要：台風による倒木、ニホンジカ
による樹木の剥皮、利用者の
増加による環境負荷など、複
合的な要因により衰退が進行
した森林生態系の再生を検討。
(R4.3 現在)



大蛇峯（だいじゃぐら）



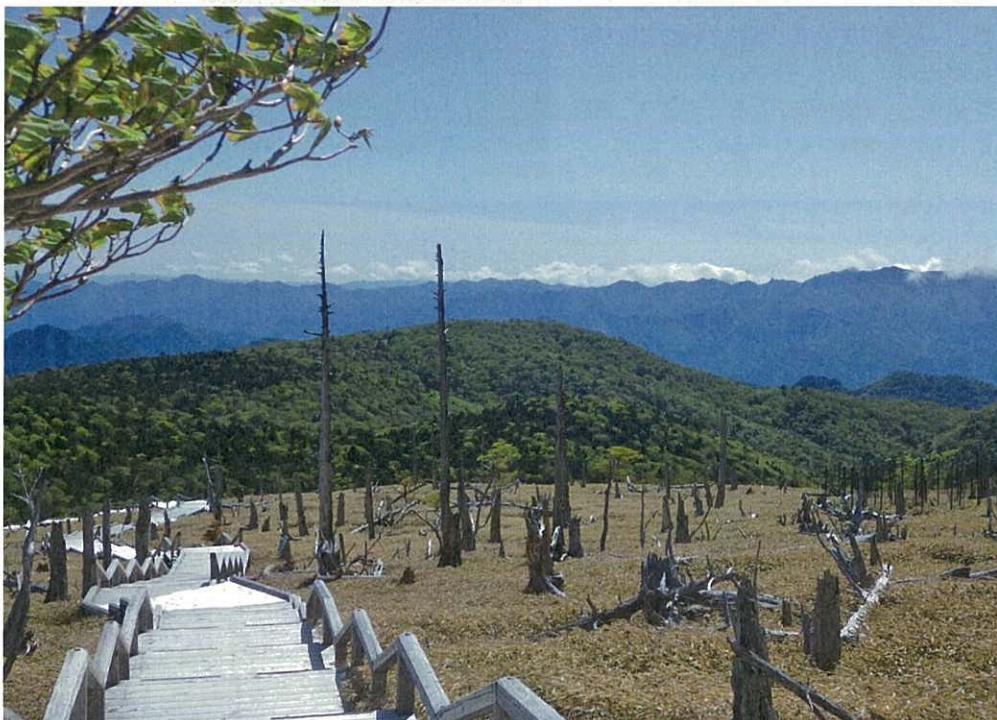
東大台（トウヒ林）
本地域では、近畿地方では珍しいト
ウヒやウラジロモミの針葉樹林やブ
ナ林がみられる



利便性向上による利用者の増加

おお だい が はら
大台ヶ原再生
目標

大台ヶ原に現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により
後継樹が健全に生育していた昭和 30 年代前半までの状況をひとつの目
安として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系を再生するととも
に利用との両立を図ることを目指す。



大台ヶ原は、標高 1,300 ～ 1,700m 程度のゆるやかな起伏が続く台地状の地形で、年間降水量が 3,500mm に達する国内有数の多雨地帯です。植生は大きく 2 つに大別され、東大台では南限に近いトウヒ等の亜高山性針葉樹の多い森林が、西大台ではブナ、ミズナラ等からなる冷温帯性広葉樹林が形成されています。また、大台ヶ原の西側に隣接し森林が連続する大峯山脈は、標高に応じて大台ヶ原と類似した森林植生が発達しています。

しかし、昭和 30 年代の大型台風による倒木の大量発生・運び出しと林床の乾燥化を契機とするミヤコザサの増加、ドライブウェイの開通に伴う林内への人の立ち入りの増加およびニホンジカによる樹木の剥皮など、複合的な理由に起因すると思われる森林植生の劣化がみられ、群落構造の単純化が進行しました。このため、周辺地域の森林との連続性の回復、森林生態系の再生を図るなどの取り組みを進めています。



樹木の剥皮

ここに注目！ 台風被害を契機とした自然再生

大台ヶ原は、地理的な特徴から雨量が多く、台風被害も受けやすい地域です。一方で、生物多様性保全上重要かつ、高山域のため脆弱で回復力が弱い生態系でもあります。大型台風による森林生態系劣化を契機に、ニホンジカの食害や利用者の増加なども踏まえた複合的な要因をモニタリングしつつ、30 年以上事業を継続し、自然災害からの自然再生としてノウハウを蓄積しています。今後、気候変動による災害の増加も懸念される中、ドローンや IoT、AI 技術等の新技術の活用も検討し、自然の回復力を意識した取り組みを進めていきます。

関連ホームページ

大台ヶ原自然再生事業： http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/saisei/saisei_index.html

自然再生の手法

- ▶ 森林生態系の保全・再生
- ▶ ニホンジカ個体群の保護管理→②
- ▶ 生物多様性の保全・再生
- ▶ 持続可能な利用の推進→①

今後 20 年程度は、緊急に保全が必要な箇所の森林後退を抑止することで森林生態系を保全します。また、ニホンジカ個体群の保護管理を通じ、生育密度を適正な水準に誘導・維持することを目指します。溪流環境や湿地環境等大台ヶ原を特徴づける多様な生態系の保全・再生を行い、持続可能な利用形態を作り上げるために、利用の量の適正化による自然環境への負荷の軽減、より質の高い自然体験学習の提供等を行っていきます。

長期目標

目指すべき自然の姿

現在、大台ヶ原で失われている、天然更新が行われる健全な森林生態系の回復と生物多様性の保全。

人と自然との新たな関係

利用者等の自然再生に対する理解を深めるとともに、利用の「量」の適正化と「質」の向上を通じて、「ワイズユースの山」の実現。

① 利用調整地区の設定

西大台地区では、自然環境への負荷の軽減を図り、原生的な植生景観を利用者に提供することを目的に、立入り人数の上限等を設ける利用調整を平成 19 年より開始しました。



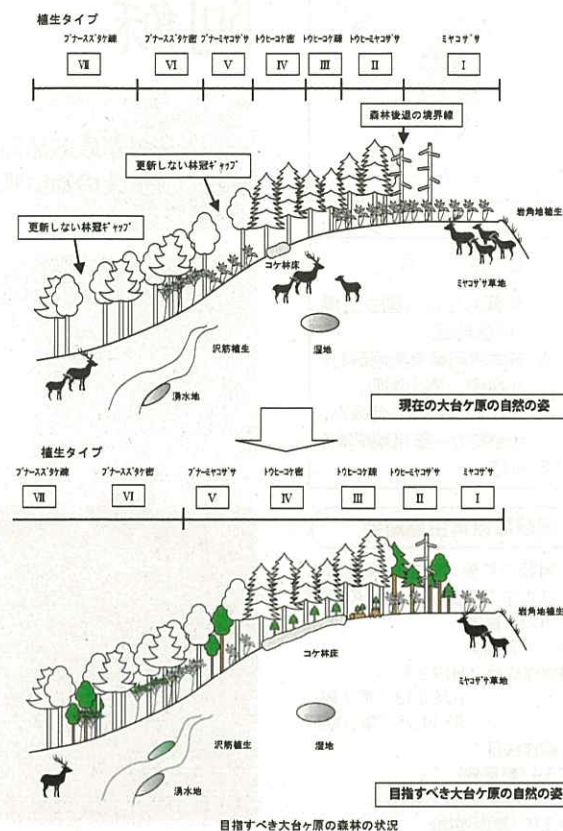
利用調整地区の位置

自然再生事業の効果

平成 16 年度にスタートした自然再生の取り組みの評価を平成 25 年度に実施しました。

その結果、植生保全対策として実施した防鹿柵内では、植物の確認種数の増加や下層植生が回復し始め、それに伴ってウグイスや地表面性甲虫類など一部の動物群集にも保全効果が現れ始めています。

また森林更新の場である林冠ギャップ地に設置した小規模防



② 防鹿柵の設置

個々の樹木での樹皮はぎを防止するため、植生保全の緊急性が高い地区から、樹脂製ネットの巻きつけを実施する単木保護対策を行っています。



剥皮防止用ネット

鹿柵や沢筋の明るい環境に設置した生物多様性保全を目的とした防鹿柵の内側では、草本層、低木層、湿水性植物の被度の著しい回復が見られ、ネコノメソウを食草とするヒダクチナガハバチが 40 年ぶりに確認されています。

今後、スズタケの回復が進めば、生息数が減少傾向にあるコマドリやエゾムシクイをはじめ、大台ヶ原の生態系を構成する動物群集の回復が期待されます。



阿蘇

再生目標

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえない阿蘇の草原を未来に引き継ぐことを目指す。

DATA

エリア：阿蘇くじゅう国立公園
(阿蘇地域)

所在地：熊本県阿蘇郡南阿蘇村、
小国町、南小国町、
産山村、高森町、阿蘇市、
山都町の一部(旧蘇陽町)

着手：H15

阿蘇草原再生協議会

概要：阿蘇の草原の維持、保全および再生を推進するための必要事項を協議。

設立日：H17.12.2

全体構想作成日：H19.3.7

H26.3.13 (第2期)

R3.11.25 (第3期)

実施計画作成日：

●H21.3.4 (野草地)

●H25.3.12 (野草地(2期目))

●H23.3.10 (草原湿地)

(R4.3現在)



(撮影：大滝典雄)

阿蘇の草原は、東西約 18km、南北約 25km、周囲 100km 以上に及ぶ世界最大級のカルデラ地形の内外に広がっています。この草原は人々が長い間利用することによって成立したものであり、人々が生活や農畜産業のために手を入れることにより維持され、草原景観と多様な動植物が生息・生育する豊かな草原環境が守られてきました。

しかし、農業形態や生活様式の変化などにより、草原維持のための一連の作業を行うことが困難になり、草原面積の減少や荒廃が目立つようになっています。

このため、長い間草原をうまく利用することにより守られてきた草原環境を保全・再生・維持管理し、次世代へ引き継ぐための取り組みを進めています。



ハナシノブ (絶滅危惧ⅠA類)

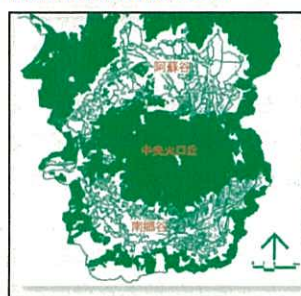


オオルリシジミ (絶滅危惧Ⅰ類)
(撮影：寺崎昭典)



野焼き作業の休止によりヤブ化の進む草原

阿蘇の草原面積の変遷



明治・大正期

関連ホームページ



昭和 20 年代



現代



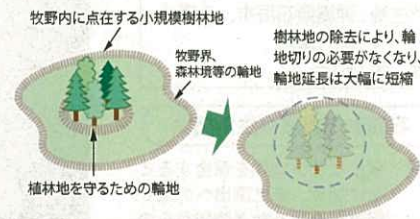
自然再生の手法

- ▶ 草原の牧野利用の維持管理→①
- ▶ 草原環境の保全
- ▶ 草原学習の実施
- ▶ 野草の多様な資源利用の促進
- ▶ 草原の適正な観光利用の検討
- ▶ 草原保全のための支援体制の構築→②③

地域の生業とともに維持されてきた二次的自然である阿蘇の草原を保全・再生していくためには、地元牧野組合等が中心となり行ってきた牧野利用や維持管理作業が継続されていくことが重要です。そのため、野焼き・輪地切りの作業負担軽減のための環境を整備し、ボランティアやNPO等との協働による維持管理の再開に向けた支援を行い、また管理が行き届かず劣化が進む草原環境を修復するなど、生物多様性を回復するための取り組みを行っています。

① 輪地切り（野焼きのための防火帯づくり）省力化のための環境整備

採草・放牧利用の減少とともに草原内での植林が進み、輪地切りの負担が増大したことにより、野焼きの継続が困難な牧野が増えていました。野草地保全のために不可欠な野焼きの継続を支援するため、恒久防火帯の整備や、牧野内の小規模点在樹林の除去による輪地延長の短縮など、輪地切り作業の省力化に係る手法の検討・普及を行っています。



小規模点在樹林の除去

② ボランティア団体の支援による野焼き再開

野焼きが中止された草原はヤブ化が進み、景観や生物多様性の劣化に加え、災害の危険性の面からも問題視されています。管理が放棄されている草原において良好な野草地を再生するため、地元住民と支援ボランティア団体との協働による輪地切り・野焼き作業の再開を進めています。また、この実施にあたっては、野焼き再開後の維持管理の継続について関係者間で協定書を交わしています。



輪地切りの作業

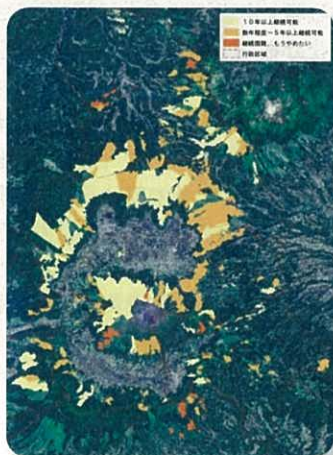


野焼きの実施状況

③ 30年後の目標と今後の取組方針

平成28年度に地元の牧野組合向けに行われた調査において、野焼き等の草原の維持管理に欠かせない作業を「10年以上継続可能」と答えた牧野は、面積で約4割に留まるなど、阿蘇の草原を取り巻く状況は深刻さを増しています。

こうした状況を改善するために、令和3年度策定の第3期全体構想では、「今と変わらない規模の阿蘇草原を残す」ことを、30年後の目標に設定しました。そのために、従来から取り組んできた「生業による草原維持への支援」に加え、草原の有する「公益的な機能を保全するために多様な主体が関わる草原管理」を新たな取り組みの柱として位置づけ、草原再生を推進していきます。



ここに注目！ 農畜産業への支援

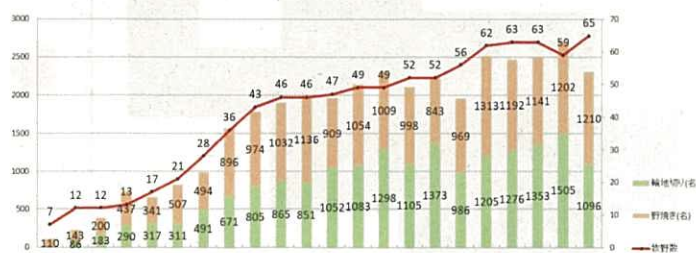
草原は、牛馬の放牧地として利用されるほか、刈り取った草は飼料としても利用されてきました。このような牛馬が利用することで出来上がった環境を維持するためには、生業を継続することが必要不可欠です。そこで、阿蘇を代表する牛である「あか牛」の放牧頭数の拡大を目的とした農畜産業への支援（あか牛導入への助成、牧野管理道の整備等）を行っています。

野焼き・輪地切りの継続意向調査

自然再生事業の効果

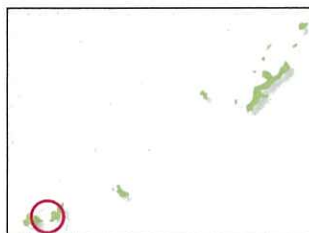
協議会の取り組みにより、次のような成果が得られています。（R2年度実績）

- ・協議会構成員の牧野組合等が維持管理する牧野面積：約16,642ha
- ・協議会構成員の牧野組合等による野焼き面積：約12,391ha
- ・作業道整備事業により草原維持管理の作業負担が軽減した牧野組合の面積：約275ha
- ・野焼き・輪地切り等の維持管理作業へのボランティア参加：延べ2,346人・日



輪地切り・野焼きボランティア派遣数・支援牧野数の推移

資料提供：公益財団法人阿蘇グリーンストック



DATA

エリア：西表国立公園
所在地：沖縄県石垣市、八重山
郡竹富町
着手：H14

石西礁湖自然再生協議会

概要：豊かなサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集の修復などを通じてのサンゴ礁生態系の再生を検討。

設立日：H18.2.27

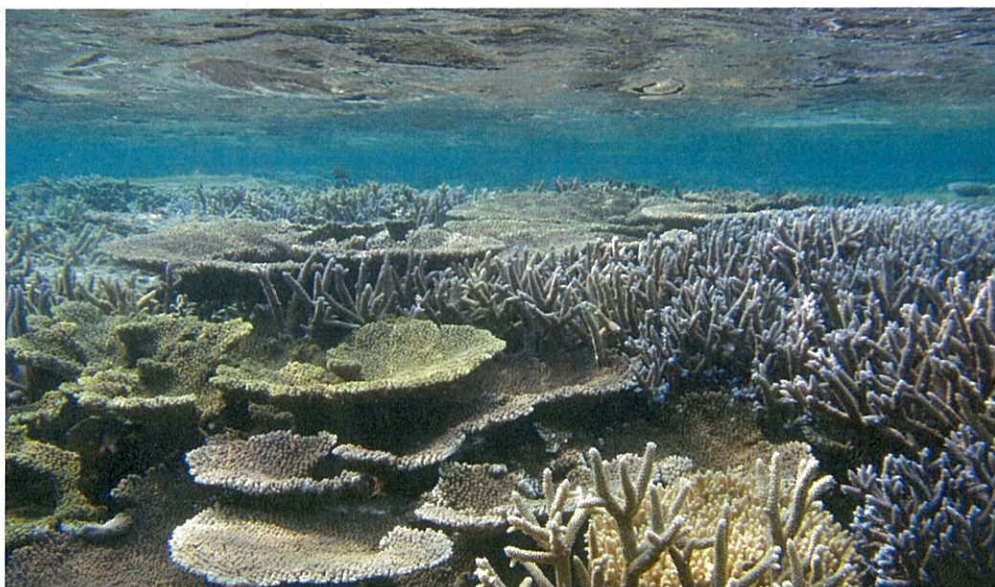
全体構想作成日：H19.9.1

実施計画作成日：

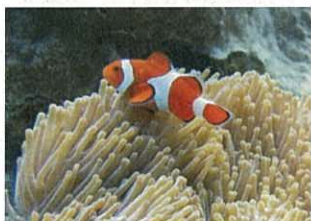
● H20.6.13（環境省 R2.2.16 変更）
（R4.3 現在）

せきせいしゅうこ
石西礁湖再生
目標

長期目標：（達成期間：2037 年）1972 年の国立公園指定時の豊かなサンゴ礁生態系を取り戻すことを目指す。



ナンヨウマンタ



カクレクマノミ

石西礁湖は、八重山諸島の石垣島と西表島の間に位置する我が国最大のサンゴ礁海域であり、昭和 47 年に西表国立公園として指定されました。石西礁湖を含む八重山海域では、サンゴ礁生物種の多様性が高く、造礁サンゴ類は 360 種以上が確認されています。このような高緯度に多くの種が分布するサンゴ礁海域は国際的にも極めて貴重であり、国内外で高く評価されています。また、ダイビング、漁業活動等、多様かつ高度な利用がなされている海域であり、地域経済に果たす役割が大きい点も特徴です。

しかし、赤土や未処理の生活排水の流出などによる陸域からの環境負荷、海水温の上昇等によるサンゴの白化現象、大量発生したオニヒトデ

による食害等により、石西礁湖のサンゴは広範囲に影響を受け、国立公園指定時に比べ、大きく衰退しているのが現状です。このため、環境負荷を軽減し、サンゴ礁生態系の健全性回復を手助けすることを当面の課題とし、サンゴの分布調査や修復実証試験等を行い、サンゴ群集の再生に向けた取り組みを進めています。

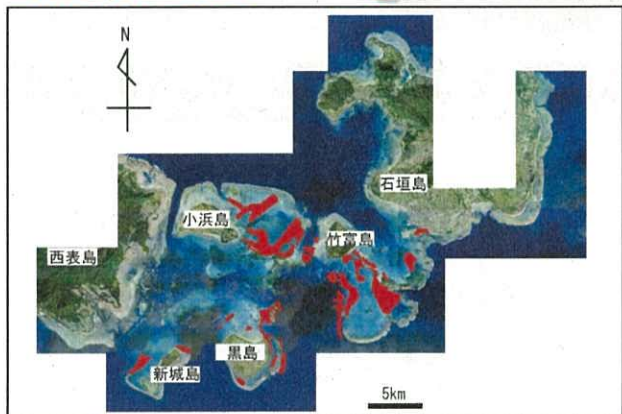
ここに注目！ 気候変動による影響を想定した計画の策定

サンゴは、海水温の上昇などにより白化現象が起るため、気候変動による攪乱の大規模化が懸念されます。そのため、可能な限り詳細かつ継続的にモニタリング調査を実施し、気候変動による影響を予め想定した事業実施計画の見直しと新しい手法等の試験を行っています。

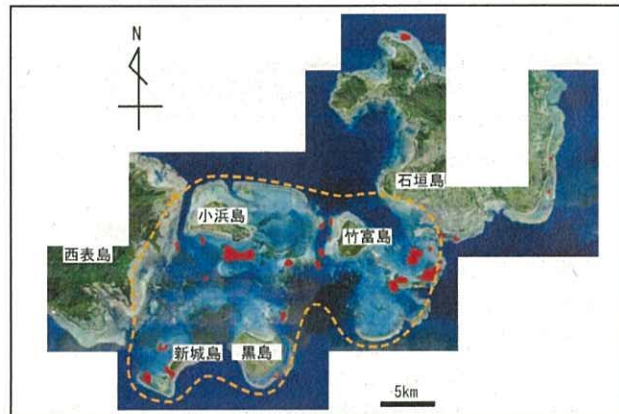
石西礁湖のサンゴの衰退

■ 枝状ミドリイシ高被度地域

--- 対象地域



1980 年



2003 年

関連ホームページ

石西礁湖ポータルウェブサイト：<http://www.sekiseisyouko.com>

自然再生の手法

- ▶ サンゴ群集のモニタリングや修復→①
- ▶ 陸域からの環境負荷の低減
- ▶ 普及啓発や環境教育の実施

自然再生推進計画（石西礁湖自然再生マスタープラン）に基づき、サンゴの幼生が供給されにくい、あるいは稚サンゴの加入が十分ではないためにサンゴ群集の回復が進まない場所において、着床具を用いたサンゴ群集の修復を行うとともに、サンゴの動態や多様性を把握するための詳細調査を実施しています。また、石西礁湖の持続可能な漁業や観光利用を進めていくための社会調査や普及啓発計画の策定、情報発信のためのホームページの作成等を実施しています。



オニヒトデの大量発生による食害

1980年代のオニヒトデの大発生により八重山のサンゴは壊滅。それ以降徐々に回復してきたが、近年度々大発生を繰り返している。



海水温の上昇に起因する白化現象

サンゴの白化現象とは、海水温が高すぎたり、低すぎたりすることによるストレスでサンゴ体内に共生している褐虫藻が影響を受け、白くなる現象である。これがしばらく続くとサンゴは死んでしまう。



赤土流出等、陸域からの環境負荷

大雨が降ると、陸地からの濁水が海に流れ込み、細かい泥が海底全体に積もり、サンゴに悪影響を及ぼす。

① サンゴ群集の修復

これまでの有性生殖法を用いた修復事業では、約 55,000 個の着床具を移植し、移植したサンゴからの産卵も確認されました。しかしながら、その後 2016 年に発生した大規模な白化現象の影響を受け、生態系の回復には至りませんでした。

この結果を踏まえ、白化現象をはじめとした大規模な攪乱が再び発生しても有効性を失わない事業を目指し、①幼生の供給量（源）を増やすこと、②幼生が着生しやすい基盤を整えること、③サンゴ群集の回復力を維持・強化させることの3点を主眼にした新たなサンゴ群集修復事業計画を策定しました。2025 年度からの本格実施に向けて、種苗生産技術の確立、適地の選定など現地試験が始まっています。



稚サンゴが着生した着床具を配置する様子



高水温対策のため遮光ネットを張る試験



藻類を岩盤から除去する試験



幼生収集装置

自然再生事業の効果

石西礁湖全体としてサンゴ群集の顕著な回復傾向は見られていますが、衰退していた場所においても、稚サンゴの新規加入がみられる場所があるなど状況は変動しており、今後もモニタリングを継続していく必要があります。

【具体的な効果】

- ・官民連携によるオニヒトデの駆除及び分布状況の監視
- ・赤土流出が少ない農法による栽培面積の増加
- ・有性生殖法によるサンゴの移植技術の確立
- ・行政、漁業関係者、観光業者を交えた海域利用ルールの検討
- ・環境教育や自然体験学習機会の創出
- ・サンゴ群集をはじめとしたサンゴ礁生態系モニタリングの継続実施によるデータの収集蓄積と経年変化や現況の把握
- ・海洋観測モニタリングブイによる環境データの収集蓄積と海況の把握



協議会の様子

環境負荷の軽減には時間を要し、その効果は必ずしもすぐに現れるものではありませんが、協議会の全体構想のもと、各参加主体が共通の目標のもと各自の役割を認識し、情報共有と連携を行いながら着実に取り組みを進めています。



たつくし 竜串

再生 目標

自然資源を将来にわたり保全し続け、その重要性を啓発し、それを持続可能な形で利活用することで、自然と共生した活力ある地域づくりを進めることを目指す。

DATA

エリア：足摺宇和海国立公園
所在地：高知県土佐清水市
着手：H15

竜串の自然と共生した 地域づくり協議会

概要：竜串湾のサンゴを再生するため、海底に堆積した泥土の除去や、流域からの様々な環境負荷を抑制することを検討。現在は「竜串の自然と共生した地域づくり協議会 たつくし☆ネットワーク」として取り組みを継続。

設立日：H18.9.9

全体構想作成日：H20.3.28

実施計画作成日：H22.1.28

(R4.3 現在)



エンタクミドリイシ



竜串湾は、高知県土佐清水市南西部に位置し、温暖な黒潮の影響を受けてイシサンゴ類をはじめ、多くの海中生物が生息しています。中でもシコロサンゴ群集はその規模の大きさから学術的にも高い価値を有しています。

しかし、竜串湾では開発や産業の影響による水質悪化およびサンゴ食害生物の大発生等に加え、平成13年の高知県西南豪雨により河川から大量の土砂が湾内に流入したことで多くのサンゴが死滅しました。そこで、流域全体の視点から、かつての造礁サンゴ類を中心とした海中景観と生態系を取り戻すための取り組みを進めてきました。

平成26年度には、目標はほぼ達成できたことから、今後は新たな協議会体制において「自然と共生した活力ある地域づくり」や自然資源の持続可能な形で利活用に重点をおき、「体制づくり」「担い手確保」に向けて実践していきます。



衰退したサンゴ群集



下層植生が発達していないヒノキ林の林床（西の川流域）



湾内に流れ込んだ流木

自然再生の手法

- ▶ 竜串湾内に堆積した土砂の除去→①
- ▶ 河川流域の土砂発生源対策→②
- ▶ オニヒトデの駆除

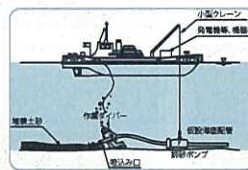
サンゴの成長を阻害する要因の排除については、湾内に堆積した土砂の除去に加え、河川流域の土砂発生源対策が求められます。

このため、サンゴ群集と周辺生態系、河川流域の現状調査を行い、合わせて海底堆積泥土除去実証試験を行っています。

また、流域全体での取り組みが重要であることから、情報発信・普及啓発および自然環境学習を推進しています。

① 海底堆積泥土除去

泥土堆積の著しいエリアにおいて、作業船から排砂ポンプを海底に下ろし、堆積した土砂を吸引します。また、これを仮設の海底配管で沿岸部に設置した水処理プラントまで送り、水分を除去した上で泥土を処分します。



作業船の仕組み



泥土除去状況（吸引）

② 土砂発生源対策

竜串湾に注ぎ込む河川上流部において、間伐などの森林整備、豪雨により崩壊した山腹の復旧工事、河川に堆積した土砂の浚渫など様々な取り組みが進められています。



林業者とボランティアが協働で行う森林整備（間伐など）



崩壊地の復旧工事



川にたまった土砂を取り除く工事

自然再生事業の効果

海・山・川の連携した取り組みにより、竜串湾の環境は、以前と比べ回復しており、湾内にはかつてのような美しいサンゴの森が広がっています。しかし、サンゴの攪乱につながる「土砂の流入」や「食害生物の発生」は今後も続いていきます。

海は、環境の変化とともにその姿を常に変えていくところです。竜串湾の「海の豊かさ」を将来にわたって守り育てていくためには、海の環境の移り変わりを継続的に見守る活動（モニタリング）が必要です。そのためには、活動に協力する「ひと」が必要不可欠となります。今後は、回復した自然資源を活かし、利用の促進を図ることを通じて地域づくりにも貢献するとともに、環境学習等を通じて子どもたちへの理解も深め、次世代の担い手づくりへとつながっていくことも期待されます。

関連ホームページ

まなぶ 竜串自然再生データベース：<https://tosashimizu-geo.jp/learn/#database>



S59(1994)

テーブル状のサンゴが数層にも重なり、大きな群集を作っていました。



H23(2011)

サンゴは長年にわたって回復しています。

おおはら 大嶽（海城公園3号地）でのサンゴの衰退と回復



H12(2000)

1990年代に入った頃から徐々にサンゴが衰退しはじめ、この場所でもサンゴが減少してしまいました。



H14(2002)

高知西南豪雨から1年後、海底には泥土が残り、何も見えません。泥土は泥で覆われ、サンゴの成長が阻害されました。

ここに注目！

自然と暮らしを 結び付けた普及啓発

持続可能な地域をつくるためには、地域経済を活性化するとともに、自然によって現在の暮らしが保たれていることを広く一般にも実感してもらうことが重要です。そのため、自伐型林業の推進や里山を体験できるキャンプ場づくりを行うほか、ビクターセンターにおけるサイエンスカフェの開催や桜浜の海浜植生勉強会・保全活動、竜串における自然体験メニューの創出等にも今後取り組み、地道な普及啓発を進めていきます。

自然再生の担い手たち インタビュー

八幡湿原

地域の自然を学ぶことで
子供たちが成長する

白川勝信氏

(芸北高原の自然館学芸員)



湿原再生のため、調査・研究などに加え、環境学習にも力を入れています。子供たちは、自然の中で希少種のことや、湿原や草原の成り立ちなどを学ぶことで地域の自然の素晴らしさを知り、これをきっかけに動植物についての調査や創作活動にも展開しています。その成長ぶりは親も驚くほど。子供たちを通じて、地域の人々が八幡湿原の自然の大切さを再認識することにもつながっています。今後も学校などと連携しながら自然再生の輪を広げ、工事後の管理など次世代の担い手が育っていくことを期待しています。

阿蘇

安全安心な食材供給が
私たちの務め

鎌倉直美氏

(阿蘇草原再生協議会構成員)



牛が好き、阿蘇が好きで、畜産を仕事にすることを決めました。今は毎日、北外輪山上にある牧場で繁殖牛や子牛の世話をしていますが、うれしいのは子牛が生まれ牧場で元気に育っていくこと。消費者に安全安心な食材を供給するには、健康な牛が育つもとなる健康な草原が必要です。高齢化や後継者不足で難しくなっている草原の利用や維持管理を続けていくことが草原再生と考え、若い畜産仲間と一緒に、安心して働ける環境づくりや、広大な草原を活かした畜産業を盛り上げるための取り組みをしていきたいと思っています。

中海

『大好き中海!!』
ファンを増やす

小倉加代子

(認定 NPO 自然再生センター)



「大好き中海」「中海・宍道湖の幸でお料理することが得意なの」「中海の赤貝（サルボウガイ）じゃなきゃ!」「中海でもっと遊びたい」と言いたくなるような中海にするため、自然再生事業はもちろん中海に触れる環境学習も大切にしています。それぞれの地域に当たり前にある自然ですが、人々が手を加え続ける事によって維持、再生している里海や里山があります。中海も意字の入海と呼ばれた里海です。関わることによって、私たちに有用な恩恵を与えてくれる大切な場所です。これからも、中海の「生態系サービス」を皆さんと一緒に五感で感じる事業を展開していきたいと思っています。

竜串

海の「花咲か爺さん」に
なりたい

竹葉秀三氏

(竜串観光汽船代表取締役)



子供の頃から海とともに暮らし、私を育ててくれたのは、サンゴや魚たちが豊富な竜串の海といってもよいほどです。海の汚染やサンゴの衰退を目の当たりにして、ダイバー仲間とともに海の清掃やオニヒトデの駆除、サンゴの移植などの活動をしてきました。一生涯それを継続し、かつてのような美しい海を再生させることが私の使命だと思っています。

最近では地元小学校と協力し、地元にも海を知らない子供たちに、グラスボートを使って海中公園を体験させ、竜串の海の楽しさや素晴らしさを伝えています。

釧路湿原

自然再生を市民の
日常生活に根づかせたい

新庄久志氏

(釧路国際ウェットランドセンター)



釧路湿原の自然再生では、250,000ha に及ぶ流域全体の環境負荷を減らすことが必要です。それには市民自らが今のライフスタイルを見直し、変えていくことが求められます。そのステップとして、市民が既にやっていることの中に、自然再生に繋がることがある、ということに気付くことが重要だと思います。このため、数多くの活動を掘り起こし、互いに結びついていくような取り組みを進めています。さらに大きな社会の動きに発展していくよう願っています。そして市民グループが事業推進や管理の担い手になり、自然再生が市民の日常生活にまで定着していくのが私の夢です。



DATA

エリア：国指定森吉山鳥獣保護区
所在地：秋田県北秋田市
着手：H16

森吉山麓高原自然再生協議会

協議会事務局
秋田県 自然保護課、森林整備課
対象地域
秋田県北秋田市森吉山麓
(国指定森吉山鳥獣保護区)
設立日：H17.7.19
全体構想作成日：H18.3.31
実施計画作成日：H18.10.20 (第一期)
H21.4.27
H23.3.23 (第二期)
H28.3.18 (第三期)
R3.3.31 (第四期)
(R4.3 現在)

もり よし さん ろく こう げん
森吉山麓高原再生
目標

草地造成事業（昭和 40 年代）以前のブナ林等を再生し、クマゲラの生息に適した環境の拡大を目指す。



自然再生パネル展



100年後の森づくり

ブナをはじめとする落葉広葉樹林やクロベ、スギ、キタゴヨウなどの常緑針葉樹林が広がる森吉山麓高原周辺は、本州では数少ないクマゲラの繁殖地となっています。

しかし、昭和 40 年代から約 490ha のブナ林が牧草地に改変され、野生動植物の生息・生育域が分断・縮小されました。このため、周辺の森林生態系保護地域や「緑の回廊」と連続する広大な森林を形成し、豊かな自然環境の指標ともいえるクマゲラやそのほかの動物の生息と安定した繁殖に繋げるため、失われたブナを主体とする広葉樹林の再生に向けた取り組みを進めています。



営巣中のクマゲラ



自然再生事業の案内板



ブナの植栽区画に発生定着したウダイカンバ



島状植栽地区域遠景（茶色に見える部分が植栽箇所）

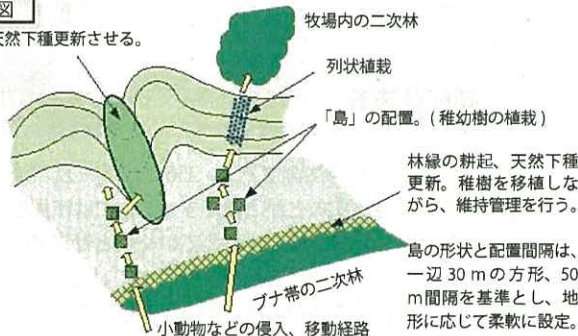
自然再生の手法

- ▶ ブナなどの広葉樹の植栽→①
- ▶ 多様な主体の参画による再生の推進→②

草地内で島状（列状）に土壌改良などを行い、そこにブナなどの植栽を実施します。将来、植栽木が生長して母樹となり、その母樹からの下種更新などにより樹林の連続性が確保されていくことで、コリドー（回廊）の役割を果たすことを期待します。

植栽概念図

沢すじは、天然下種更新させる。



モニタリングによる検証

植栽や天然下種更新補助作業を行っている箇所での活着率・生長量・獣害の有無・発生稚樹の状況などを調査し、また植栽木の枯死が認められた場合は、その原因を特定するよう努める。

植栽や天然下種更新補助作業の成果を評価し、それを基に実施方法の改善と併せ、実施計画の見直しに反映させる。

関連ホームページ

秋田県ホームページ：https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13413

① ブナなどの広葉樹の植栽

面的な広がりが残っている区画を中心に、引き続き広葉樹を植栽します。植栽後は自然の推移に任せることを原則とし、必要に応じて下刈りや補植などを検討します。

なお、自然再生に用いる苗や種子は、地域遺伝子資源保全の観点から事業地周辺由来のものとします。

② 多様な主体の参画による再生の推進

森林の再生には非常に長い期間を要することから、多様な主体の参画を求めながら再生の取り組みの継続を図ります。そのために、事業対象地内に位置する施設を拠点とした自然観察会において植樹体験を盛り込むなど、事業の普及啓発に努めています。



植樹から10年経過したブナ

ここに注目！ 宿泊型の学習会

事業対象地内に位置する施設では、日帰りの自然観察会だけでなく、県内の小学生を対象とした宿泊型の環境学習会も実施しています。学習会では、動植物の観察や自然体験、外来種駆除、再生活動の中心となる植樹など、様々な視点の体験を組み合わせ、自然再生の意義や重要性などを伝えていきます。



DATA

エリア：国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区
所在地：宮城県仙台市
着手：H14

蒲生干潟自然再生協議会

概要：シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生生物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。

設立日：H17.6.19

(ただし、東日本大震災によりH23.3～R3.5まで休止)

全体構想作成日：H18.9.16

実施計画作成日：H20.3.29

(東日本大震災による地形・環境変化に伴う計画の再検討中)

(R4.3 現在)



平成 21 年 3 月



平成23年3月12日 国土地理院提供



平成25年8月26日



令和元年前後

震災後の本地域の様子

震災後、湿地環境は激変しましたが、現在では様々な生きものも見られています。今後、現状に即した課題や対策を検討するため、当面の間はモニタリングを中心に活動を行うこととしています。



コクガン



アカテガニ



ハマヒルガオ



トウネン

震災前の活動

震災前に計画していた主な自然再生の手法は、「多様な生物を育む干潟の保全・復元」、「湿地を維持する水環境の再生」、「砂浜環境の保全・回復」、「環境保全活動・環境教育の推進および各主体が交流する場の創出」です。

例えば、荒天時の越波によって底質が砂質化し、干潟が浅化しており、効率的な水環境の確保が困難となっていたため、防砂対策や滞筋の浚渫等、老朽化していた導流堤の改修を検討していました。

また、干潟は、様々な目的を持った人々が利用していたため、干潟および砂浜の適正な利用に資するルールづくりも検討していました。サーフィン等のマリンスポーツや釣り等の生物採取など、干潟の利用目的に応じた利用計画および利用ガイドラインの策定を目指していました。



震災前の利用の様子

関連ホームページ

宮城県ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/saisei-top.html>



DATA

エリア：国指定伊豆沼鳥獣保護
区伊豆沼特別保護地区
所在地：宮城県登米市、栗原市
着手：H18

伊豆沼・内沼
自然再生協議会

概要：水鳥・渡り鳥をはじめ、在来
魚貝類等多様な生物が生息・
生育する湖沼の生態系や、地
域の生活と共存した湿地環境
の再生を目指し、水生植物の
植生管理、在来魚類の増殖・
放流などを検討。

設立日：H20.9.7

全体構想作成日：H21.10.31（第1期）
R2.3.25（第2期）

実施計画作成日：H22.11.3（第1期）
R2.3.25（第2期）
（R4.3 現在）



マガン

い ず ぬ ま う ち ぬ ま
伊豆沼・内沼再生
目標

昭和55年7月の洪水被害を受ける以前の頃の生物多様性豊かな自然
環境を取り戻すことを目指す。



伊豆沼

内沼



アサザ（夏）



ヒツジグサ（夏）

伊豆沼・内沼は、宮城県北部の面積約491haの大小2つの天然の淡水湖沼です。厳冬期でも湖面が全面凍結しないため、マガンやハクチョウ等の渡り鳥にとって重要な越冬地となっており、昭和60年にラムサール条約湿地になりました。灌漑用の貯水や洪水調整のための遊水地としての役割等、人々の生活と密接に結びついているほか、夏のハス祭りや冬のマガンの飛び立ち等の重要な観光資源にもなっています。

昭和55年の洪水による水生植物等の消失で大きく環境が一変し、また、外来魚による魚介類の被害、マコモ群落等の湖岸域の消失、水質の悪化や底浅化

等様々な課題を抱えています。これまでの取り組みにより、一部の生物種の回復もみられていますが、引き続き、植物や魚類等の保全活動を進めています。



電気ショッカーボートによる外来魚駆除の様子

自然再生の手法

- ▶ 生態系の保全と再生→①②③
- ▶ エコトーン（移行帯）の創出→③
- ▶ ワイズユースの推進・普及啓発→④

伊豆沼・内沼は昔から地域住民の日常生活と密接な関わりをもった二次的自然であり、人と湖が共存できる環境の維持が普遍的な課題となっています。このため、自然再生事業の推進に資するために必要な調査を行い、具体的な手法について検討を進めています。

① 生物多様性の保全と再生

昭和55年の洪水以降、回復していないマコモや、水質悪化によって減少した沈水植物の復元に取り組んでいます。底泥のシードバンクも活用して、クロモやジュンサイなどの水生植物を増殖しています。増殖したこれらの水生植物を沼へ植栽し、植物群落の復元を図っています。

また、沼の生態系に大きな影響を及ぼしているオオクチバスを駆除し、沼に多く生息していた水生動物の復元を図っています。実施計画第1期では、目標生物種であるゼニタナゴ等の復元に成功しました。



増殖したクロモ



ゼニタナゴ

② 健全な水環境の回復

ハスやヨシの植物体の刈取りを行い、水質改善や陸地化の防止を図ると同時に、これらの繁茂によって減少している抽水、沈水植物等の復元活動を支援しています。



ハス刈りの様子（湖内負荷対策）

ここに注目！ 適正管理による生物多様性の保全（SDGs目標15）

冬の渡り鳥や夏のハスが有名な伊豆沼・内沼ですが、これまで絶滅危惧種や天然記念物を含む1,500種以上の生き物が確認されています。ハス等の水生植物群落は、水鳥や魚類の生息空間として重要な機能をもっていますが、放置すれば水質汚濁や湖岸の荒地化、酸欠などを招くため、刈取作業等を通じて適正管理を図り、在来種の多様性を保全しています。

③ エコトーン（移行帯）の創出

実施計画第1期で復元に成功しなかった目標生物種は、クロモやオオセシジイトンボ等、水域と陸域の間に位置するエコトーンに依存する生物種が多く見られたため、波浪で削れた湖岸を造成し、その回復を図っています。

④ 賢明な利用と環境学習の推進

伊豆沼・内沼周辺には、3つの展示施設があります。これらの施設のソフト面を充実させ、地元小中学校の環境学習やエコツーリズムでの活用を図っています。また、クリーンキャンペーンなどの環境保全活動を通じ、沼への地域住民の関心を高めていくような取り組みも進めています。



DATA

エリア：琵琶湖国定公園
所在地：滋賀県長浜市、湖北町
着手：H14

早崎内湖再生保全協議会

概要：内湖再生に係る事業計画の協議や、内湖再生地域の環境保全活動を行う。

(R4.3 現在)



コハクチョウ ※写真提供：湖北野鳥センター

琵琶湖

再生目標

昭和 30 年代の湖辺のヨシ群落や内湖の環境を取り戻すことを目指す。



琵琶湖の湖辺に広がるヨシ群落やかつての内湖は、郷土の原風景であるとともに、動植物の重要な生息・生育環境といえます。また、これらは湖岸の浸食防止や湖辺の水質保全の機能を有するなど、環境保全上重要なものであるともいえます。

しかし、湖辺の開発や干拓、生活様式の変化

等により、琵琶湖の湖辺域ではヨシ群落や内湖が減少し、生態系が質的・量的に劣化しています。このため、湖辺の自然景観、動植物の生息・生育環境などを包括的にとらえて、美しい琵琶湖を次世代に引き継ぐことを目的とした取り組みを進めています。

自然再生の手法

- ▶ 湖北地域におけるヨシ群落の再生→①
- ▶ 早崎内湖の再生→②

琵琶湖のヨシ群落は、生態系として微妙なバランスを保って維持されますが、湖岸の浸食などにより、ヨシ群落の減少がみられます。琵琶湖の湖北地域（長浜市）では、ヨシが有する自然回復力を活かしながら、ヨシ群落を再生しています。

また、昭和 45 年の干拓により 89 ha の農地となった早崎内湖干拓地において、内湖再生を進めています。

① 突堤、消波堤によるヨシ群落の再生

突堤や消波堤の設置により、湖底の土砂移動を抑制し、ヨシ群落の自力再生を目指します。



突堤（上）と消波堤（下）

② 早崎内湖の再生により多様な生物の生息環境を確保

平成 13 年からその一部（約 20ha）で試験的に湛水し、内湖再生の可能性を探ってきましたが、モニタリング調査の結果、在来魚類をはじめ多様な生物の生息が確認されたため、平成 25 年より、試験湛水地の土地を買収し、今後、具体的な内湖再生に着手して、琵琶湖生態系の回復につなげていきます。



早崎内湖再生区域周辺（令和 3 年 8 月）



早崎内湖の変遷（昭和 38 ～ 45 年の早崎内湖干拓）

ここに注目！

生息・生育地の形成

早崎内湖は、動植物調査を行いながら内湖再生を図っており、現在では、滋賀県内有数のコハクチョウの飛来地ともなっています。順応的管理を図りつつ、環境に合った自然再生に関するノウハウを蓄積することで、琵琶湖湖辺（水陸移行帯）に適したビオトープネットワーク形成に取り組んでいます。

関連ホームページ

滋賀県ホームページ（ヨシ群落の保全）：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/14060.html>

早崎内湖ビオトープ公式ホームページ：<http://r.goope.jp/hayazakinaiko>



DATA

エリア：琵琶湖国定公園
所在地：滋賀県米原市
着手：H20

伊吹山を守る自然再生協議会

概要：劣化しつつある伊吹山の山地草原（お花畑）を再生するため、低木等の伐採や植生防護柵の設置等による植生管理と利用のルールづくりなど関係者が一体となった地域的取り組みを実施。平成 29 年 6 月に、一層の官民学連携と効果的な活動を行うため「伊吹山自然再生協議会」から名称変更を行った。

(R4.3 現在)



コイブキアザミ

いぶきやま
伊吹山再生
目標

昭和 40 年代後半の山地草原（お花畑）の再生を目指す。



ルリトラノオ



イブキトラノオ

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高 1,377m の山であり、植物の宝庫として滋賀県内の植物約 2,300 種のうち約 1,300 種が生育しています。山頂付近ではお花畑が形成され、ルリトラノオ、コイブキアザミ等 9 種の固有種と、イブキトラノオ、サンカヨウ等の多くの高山・亜高山性の植物が生育し、国の天然記念物に指定されています。かつては、伊吹山の 3 合目から 8 合目は採草地として利用されてきましたが、生産形態や生活様式の変化等に伴い農業的土地利用が衰退しており、現在では、昭和 40 年に開通したドライブウェイ、山麓からの登山道の利用により、年間約 30 万人が訪

れる観光地となっています。

平成以降、セイヨウタンポポ、牧草類が山頂部一帯及び登山道周辺に侵入し、イブキタンポポ等固有種の減少をはじめ、採草が行われなくなったことによる低木やススキの繁茂等山地草原への影響が生じています。また、近年、シカやイノシシの食害等の影響により植生の衰退が甚大化しています。このため、山道の荒廃、ニホンジカの食害等の課題に対応するため、伊吹山入山協力金を導入し、山地草原の保全・再生を強化しています。

自然再生の手法

- ▶ 低木林等の伐採、外来種の除草等による山地草原（お花畑）の再生→①②
- ▶ 利用の適正化とルールづくり→③
- ▶ 獣害対策→④

伊吹山では、民間団体等が参加しササ、ススキ、低木林の伐採、外来種の除去等の取り組みが進められてきました。現在、植生防護柵の設置・維持管理、登山道の維持管理、貴重な植物の分布状況の調査等も行われています。

① 伐採による植生遷移の抑制

かつての採草地に侵入したチシマザサやススキ等について、地域の民間団体が主体となって、刈り取り等を実施しています。



ササ刈りのイメージ

② セイヨウタンポポ等外来種の除去

登山者や観光客の立ち入りによって繁茂した、セイヨウタンポポなどの外来種の除去等を実施しています。



山頂部に繁茂したセイヨウタンポポの状況

③ 利用のルールづくり

入山者の増加等に伴う登山道の荒廃やお花畑への踏み込み、ニホンジカの食害等の課題に対応するため、伊吹山入山協力金を導入し、公衆便所の維持管理、お花畑の維持管理、登山道の維持管理などを実施しています。

④ 植生防護柵の設置

山頂お花畑を囲む全長約 3km（約 30ha）の植生防護柵を設置し、維持管理を行っています。



山頂お花畑の状況

ここに注目！ 環境や管理を考えた植生防護柵の導入

山頂のお花畑は、琵琶湖国定公園特別保護地区や天然記念物伊吹山山頂草原植物群落に指定されるなど貴重な自然環境であり、獣害対策等を目的とした植生防護柵を設置し、以後継続して維持・管理しています。柵は、山頂部の厳しい気象条件（降雪、暴風等）に対応するため、上げ下ろしが可能な構造となっています。

上山高原

再生目標

上山高原及び周辺地域において、ススキ草原約 45ha を維持・再生し、ブナを中心とした落葉広葉樹林の森約 313ha の再生することを目指す。



DATA

エリア：氷ノ山後山那岐山国定公園
所在地：新温泉町
着手：H16～

上山高原 自然再生協議会

概要：ススキ草原やブナ林など、貴重な自然生態系を有する地域を保全・再生するとともに、普及・啓発、交流促進に向けた各種活動を行う。

設立日：H22.3.21

全体構想作成日：H22.3.21

H27.3.15 (変更)

実施計画作成日：H24.1.13

H27.3.15 (変更)

(R4.3 現在)



自然学校



兵庫県新温泉町の南西部に位置する上山高原とその周辺地域は、扇ノ山のブナ林や畑ヶ平高原など、自然性の高い原生的自然とともに、麓の里に住む人々の営みの中で維持されてきたススキ草原等の二次的自然があります。森林性の他、草原性の動植物が生息・生息し、絶滅が危惧されているイヌワシが生息するなど、貴重で多様な生態系を形成しています。

しかし、スギの植林により原生的自然は減少し、人による管理がなされなくなったススキ草原は、面積が極度に減少しており、ブナ林の復元やススキ草原の維持管理手法の確立などの自然再生事業を実施しています。



茅刈り



扇ノ山麓のブナ林



霧ヶ滝

自然再生の手法

- ▶ ススキ草原の復元→①
- ▶ ブナ林等落葉広葉樹林の復元→②
- ▶ モニタリングの実施→③

氷ノ山麓地域、上山高原のススキ草原の復元、ススキ草原再生の実証実験、ブナ林等落葉広葉樹林の復元を実施するとともに、植生や生息動物についてモニタリングを実施しています。

① ススキ草原の復元

近年、人による管理が行われなくなった草原は、ササや灌木がススキ草原に侵入しています。このため、侵入したササの刈り取りや灌木の伐採などを行い、ススキ草原の復元を行っています。

また、採草・火入れ・牛放牧などの管理手法の実証実験を行っています。



灌木の伐採



但馬牛の放牧

ここに注目！ 自然資源×産業による持続可能な地域づくり

ススキ草原の復元のために伐採した灌木は、ほだ木にして、しいたけを生産・販売しています。また、刈り取ったススキは、茅葺き屋根用の茅として出荷しており、このようにして得た売上金の一部を活動費に充て、持続的で自立した活動を目指しています。

② ブナ林等落葉広葉樹林の復元

スギの植林によりブナ林等の落葉広葉樹林が減少しているため、針広混交林化を目指して、スギ人工林を間伐し、ブナの植樹・種まきを行い、育林しています。



ブナの植樹作業

③ モニタリングの実施

ススキ草原の管理手法について、生物多様性やコスト面の効果について調査しています。(イヌワシ生息状況・ススキ草原植生・動物生息状況調査)

また、ブナ苗の育成状況、植生変化について調査しています。(ブナ林復元生態系調査)



DATA

エリア：室戸阿南海岸国定公園
所在地：徳島県海部郡海陽町
着手：H15～

竹ヶ島海域公園自然再生協議会

概要：サンゴを中心とした沿岸生態系の回復を図ることを検討。

協議会事務局：海陽町

設立日：H17.9.9

全体構想作成日：H18.3.31

実施計画作成日：H23.7.29

(R4.3 現在)



対象範囲

自然再生の手法

- ▶ エダミドリイシの特性把握 → ①②③
- ▶ 海域公園周辺の環境改善
- ▶ 陸域からの環境負荷の軽減
- ▶ 地域の多様な主体の参加と連携による取り組み → ①②③
- ▶ 海域公園と共生する地域漁業の活性化

再生目標を達成するため、5つの基本方針を設け、エダミドリイシの増殖育成手法（無性生殖・有性生殖）の確立や人工林における適切な間伐支援など流域全体を視野に入れた活動を行います。

① エダミドリイシの移植（無性生殖）

竹ヶ島海域では、平成16年から毎年、地元の小学生が、自治体や漁協と連携して、エダミドリイシの移植作業を行っており、近年では、移植サンゴの経過観察も始めています。これらの取り組みをさらに発展させるために、今後、県内外の様々な方々が参加できるような体制づくりを進めていきます。



地元小学生によるサンゴ移植

ここに注目！ 研究成果を活かしたナイトクルーズ

研究を通してサンゴの産卵時期を特定できるようになりました。地域の産業と連携し、取り組みの継続性を高めることも重要なため、海中観光船からエダミドリイシの産卵を観察できるナイトクルーズ等を実施しています。

たけがしま
竹ヶ島再生
目標

エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境を取り戻すことを目指す。



阿波竹ヶ島海域公園は、徳島県と高知県の県境に位置し、黒潮分岐流の影響を受け透明度が高く、鮮やかな緑色のエダミドリイシの大群集やシコロサンゴなどの生物群集が織りなす海中景観の美しさから、1972年に海域公園に指定されました。

1981年、長期間の異常低温という大きなインパクトによりエダミドリイシが白化し、一旦は分布面積が激減しましたが、その後の調査により、徐々に回復していることが分かってきました。この状況をさらに推進し、海域公園としての資質を取り戻すために、協議会において、全体構想及び実施計画を作成し、これに基づきやま・かわ・うみのエリアにおいて自然再生活動を進めています。



浮泥などによる水の濁り



海面に漂うサンゴの卵



サンゴの白化現象

② エダミドリイシの採卵・育成（有性生殖）

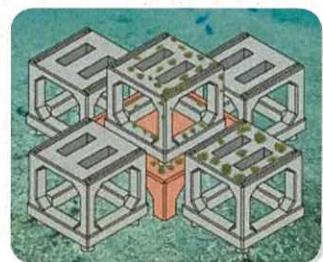
竹ヶ島海域において、平成18年に徳島県内で初めてエダミドリイシの採卵に成功しました。当初は、高知県の黒潮生物研究所で育成をしていましたが、平成24年からは、地元住民の協力のもと、採卵した卵を地元で育成しています。初期育成したサンゴ幼体は竹ヶ島海域内に移し、中間育成を行っています。



卵から育成し、約7年後のエダミドリイシ（直径約15cm）

③ 移植観察フィールドの検討

これまでの調査では、主に採卵・育成したサンゴの成長過程をモニタリング調査していますが、今後、海域条件による生育状況の違いを観察し、エダミドリイシの増殖手法を確立することを目的として、移植観察フィールドの設置を検討しています。



移植観察フィールドの設置イメージ

千葉県事業完了地域

再生課題：干潟・浅海域の再生

三番瀬

再生目標

生物多様性の回復／海と陸との連続性の回復
環境の持続性および回復力の確保／漁場の生産力の回復
人と自然とのふれあいの確保を目指す。



自然再生の手法

- ▶ 干潟的環境（干出域等）の形成
- ▶ 行徳湿地の保全と利用
- ▶ 豊かな漁場への改善の取り組み等

事業の効果

市川市塩浜地区に生態系に配慮した海と親しめる護岸を整備しているほか、覆砂による漁場改善やノリ新品種の普及や作出等を行っています。また、三番瀬自然環境調査等により多様な生物の生息を継続的に確認しています。



市川市塩浜2丁目護岸

三番瀬は、東京湾奥部、江戸川（放水路）河口に残された約1,800haの広大な海域で、昭和40年代から昭和50年代にかけて東京湾奥部一帯で行われた干潟域の埋立事業により、三方を埋立地に囲まれた現在の形状となりました。この三番瀬にはゴカイ類、アサリ等の二枚貝、ハゼ、カレイ等の魚類が数多く生息し、スズガモ、シギ・チドリ類等の集団飛来地となっています。

しかし、海岸部の埋立と地盤沈下によって干潟が減少し、生活・産業排水等の流入による富栄養化や青潮の進入等で、開発前と比べると環境が悪化しています。

このため千葉県は周辺市・地域住民・関係団体とともに、貴重な自然環境の再生保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した取り組みを進めています。

ここに注目！ 漁業者による漁場改善の取り組み

「豊かな漁場への改善」に向けて、漁業者グループがアサリ等の稚貝の沈着促進、海底の耕耘等の干潟の機能保全活動に取り組んでいます。これらの活動に対し、県は水産庁の水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、国、市とともに支援を行っています。



DATA

エリア：千葉県指定鳥獣保護区
所在地：千葉県浦安市、市川市、船橋市、習志野市
事業実施期間：H14～H28

事業完了後の自然再生の取り組み状況

平成18年度に「三番瀬再生基本計画」を策定し、3次の事業計画に基づいて、29の事業が行われた。現在は、「干潟環境の形成」と「自然（湿地）再生」事業は終了したものの、多くの事業は継続されている。

(R4.3 現在)



ハマシギ

神奈川事業完了地域

再生課題：丹沢大山地域の総合的な自然再生

丹沢大山

再生目標

人も自然もいきいきとした丹沢大山の再生を目指す。



自然再生の手法

- ▶ 希少動植物の回復
- ▶ 流域単位の健全な森林、溪流の保全
- ▶ 地域資源を活かした循環型社会づくり
- ▶ 県民に利用可能な情報システムの構築

事業の効果

事業で整備した植生保護柵により、林床植生の回復や希少植物の保護が進んでいます。

植生保護柵



丹沢大山国定公園は、日本百名山の丹沢山をはじめとした山々が連なり、ブナの原生林やツキノワグマ、ニホンジカなどの大型哺乳類がみられるなど、首都圏近郊にありながら豊かな自然を残しています。また、年間300万人以上が訪れるとともに、神奈川県の水源地としての役割も有しています。

しかし、大気汚染などの複合的要因によるブナの立ち枯れやシカの過剰な採食圧による林床植生の退行、人の踏圧による裸地化等が見られています。このため、自然環境のモニタリングやこれまで実施してきた保全対策の検証をはじめとして、生物・人間・環境相互間のつながりを解析し、さらなる自然環境の保全・再生等に向けた取り組みを進めています。また、本委員会では、県の「丹沢大山自然再生計画」の事業や企業が取り組む自然再生プロジェクトなどの評価と支援を行うほか、県民参加型の活動やイベントの共催・後援を行っています。

ここに注目！ 水源かん養機能などの効果検証

本地域では、奥山域、山地域、里山域、渓流域の4つに分類した景観域ごとに再生目標を定めています。山地域では、地域特性に応じた持続可能な森林整備やシカの適正管理を進めるほか、取り組みによる水源かん養機能など公益的機能の効果検証も行っています。



DATA

エリア：丹沢大山国定公園
所在地：神奈川県相模原市、山北町、松田町、秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
事業実施期間：H16～

丹沢大山自然再生委員会

概要：それまでの調査結果をもとに、平成18年6月に自然再生の基本原則や目標、解決すべき課題と対策、実行体制をまとめた「丹沢大山自然再生基本構想」が策定され、「丹沢大山自然再生委員会」のもと、多様な主体の協働により始まった。現在は、神奈川県の策定した第3期の「丹沢大山自然再生計画」の実施中である。

(R4.3 現在)



ブナ林再生のための気象観測

関連ホームページ

丹沢大山自然再生委員会：<https://www.tanzawasaisei.jp/>



DATA

エリア：国指定小佐渡東部鳥獣保護区

所在地：新潟県佐渡市
(小佐渡東部地域)

事業実施期間：H18～H21

■事業完了後の自然再生の取り組み状況

トキ保護増殖事業計画に基づき策定された「トキ野生復帰ロードマップ2025」において最終目標として示された「国内のトキが自然状態で安定的に存続できる状態となること」の実現に向け、引き続きビオトープの維持管理、生息環境整備のための取り組みを行っています。

(R4.3現在)



トキ「優優」

長野県事業完了地域

再生課題：草原の再生



DATA

エリア：八ヶ岳中信高原国定公園
所在地：長野県諏訪市、茅野市、下諏訪町

事業実施期間：H20～

■事業完了後の自然再生の取り組み状況

協議会で「自然保全再生実施プラン」を策定し、モデル地区を設けて草原や樹叢の保全再生をすすめています。

(R4.3 現在)



オオハングソウの駆除

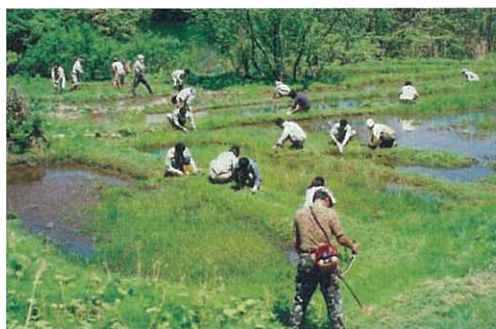
関連ホームページ

長野県ホームページ：<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwachi/suwachi-kankyo/kankyo/kyogikai/>

小佐渡東部

再生目標

トキが野生定着できる自然環境（餌場・営巣・ねぐら）の再生を目指す。



自然再生の手法

- ▶ 通年でトキの餌場となる湿地等の整備
- ▶ 地域住民やNPO等の様々な主体が協働する仕組みづくり

事業の効果

関連する取り組みを含めた事業等により、2015年頃には小佐渡東部に60羽のトキの定着が確認されました。2018年には、佐渡島内で220羽の定着が確認されています。

本地域は、野生下で最後までトキが生息していた地域であり、昭和57年から国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されています。

しかし、本地域の棚田は農業就労者の高齢化や農法の効率化等により耕作放棄が進み、里山林は生活様式の変化による手入れ不足等で荒廃が進むなど、かつてのトキの餌場・営巣・ねぐら等の生息環境が減少しています。このため、トキの野生復帰に向けて、地域社会との共存を前提とした餌場となる湿地の再生、様々な主体が協働できる仕組みづくりを進めています。

ここに注目！

地域住民主体による餌場保全

野生下のトキの個体数は順調に増えており、より一層、生息環境の整備が重要となっています。現在は、市とも連携し、地域住民主体で餌場となる水路やビオトープを維持管理しています。ビオトープではぬかるみも多く、草刈り機が使いにくい場所もあるため、手作業で草を刈ることもあり、多くの地域住民の協力が不可欠となっています。



水生生物が生息できるよう整備したビオトープ

霧ヶ峰

再生目標

昭和30年代の霧ヶ峰高原にみられた草原植生・樹叢（樹林）の再生を目指す。



自然再生の手法

- ▶ ススキ・ササの刈り取りによる植生再生
- ▶ 外来植物の駆除
- ▶ 防鹿柵の設置による植生の保護

事業の効果

防鹿柵の設置により、植生保護効果が確認されました。現在は、地権者や市町、県が連携し、草原の保全再生活動を行っています。

霧ヶ峰では、標高1,500～1,900mに広大な半自然草原が広がっています。霧ヶ峰の草原は、昭和30年代まで採草地として利用されてきましたが、農業形態の変化等にもなって草原管理が停止され、徐々に森林化などがすすんできました。また、霧ヶ峰は、ニッコウキスゲの群生地としても有名ですが、近年は、ニホンジカの採食影響が危惧されるようになりました。

このため、昭和30年代の霧ヶ峰にみられた植生の再生を目標として、草原・樹叢の保全再生をすすめています。

ここに注目！

外来種駆除や優占種の選択的な刈り取り

オオハングソウ等の外来植物の駆除や優占種の刈り取りを行っているほか、ニホンジカによる食害から保護するための防鹿柵の設置を官民協働で行っています。防鹿柵内では、柵外の約300倍のニッコウキスゲの開花が確認されており、多くの観光客に楽しまれています。



防鹿柵の設置状況



DATA

エリア：西中国山地国定公園
所在地：広島県山県郡北広島町
着手：H15～

八幡湿原自然再生協議会

概要：臥竜山麓八幡湿原地域において
湿原環境の再生を検討。

設立日：H16.11.7

全体構想作成日：H18.3.31

実施計画作成日：H18.10.30（広島県）
（R4.3 現在）



ヒメシジミ



カキツバタ

関連ホームページ

Eco 広島～環境情報サイト～：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-yawata-conf-conf.html>

八幡湿原

再生 目標

「命の環 つなげる」をキャッチフレーズに、牧草地造成前の昭和 30 年代
前半頃の湿原生態系の再生を目指す。



（撮影：広島県立林業技術センター）

自然再生の手法

- ▶ 立木の伐採
- ▶ コンクリート水路の撤去
- ▶ 自然形態の河川への整備
- ▶ 河川の堰上げ
- ▶ 導水路の整備

事業の効果

導水路の整備等により、湿地状態が再生されつつあります。
また、引き続き、再生状況をモニタリングするとともに、自然
環境学習等に活用していきます。

本地域は、広島県の北西部に位置し、1,000 m 級の山に囲まれた標高 800 m の盆地です。また、ヌマガヤ・マアザミ群集に代表される中間湿原が点在し、自生のものとしては貴重なカキツバタが生育しています。

しかし、牧場化に伴う排水施設や道路の整備が原因と思われる湿原の乾燥化により、周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、希少種の生育環境が悪化しています。このため、自然生態系の保全・再生のための計画を作成し、湿原環境の再生に向けた取り組みを進めています。

ここに注目！ 環境を活かした普及啓発活動

自然再生のための工事を実施した後、本協議会では、現在、維持管理や普及啓発に力を入れています。特に、多くの人に身近な自然に対し親しみをってもらうことを目的とした体験型環境教育プログラムでは、地元の学校と連携し、子どもたちが地域への愛着を深めるきっかけとなるよう働きかけています。また、広島県でも特有の気候や自然のある本湿原では、環境を活かしたスノートレッキング等のエコツアーも展開しています。

自然再生事業を進めるために

多様な主体による 協議会の発意・呼びかけ

自然再生協議会は、地域住民、自然再生の活動に参加しようとする方々、特定非営利活動法人（NPO）やその他の民間団体、学識経験者等の自然環境に関する専門知識を有する方、土地の所有者、関係行政機関、都道府県や市町村等の関係地方公共団体といった多様な主体によって構成されます。

自然再生協議会設立の発意や呼びかけは、自然再生事業に参加しようとする主体であれば、誰でも、どの団体でも行うことができ、実際に、地域での活動といった小さな取り組みが発端となって、自然再生協議会にまで発展した事例もあります。

また、自然再生推進法においては、地域住民や NPO が自然再生事業を実施しようとするとき、国及び地方公共団体が必要な協力をするように努めなければならないと定められています（法第 4 条）ので、以下の問合せ先も参考に身近な関係行政機関や関係地方公共団体にもご相談ください。

【お問い合わせ先】 <https://www.env.go.jp/nature/saisei/contact/index.html>

地域おこし活動から発足した協議会 一久保川

久保川イーハート自然再生協議会は、岩手県一関市を流れる久保川流域の、ため池、水田、用水路、河川の調和した素晴らしい景観を持つ地域で自然再生に取り組んでいます。この優れた景観や生態系を保全する取り組みは、「北上川流域の歴史と文化を考える会」として、歴史を活かした地域づくりを行っていたころから始まりました。平成 17 年頃、地域では当たり前にみることができたドジョウがみられなくなりました。その原因を探り、対策を考えるために、学識経験者に現地を見てもらうこととなりました。この時の学識経験者からの勧めがきっかけとなり、現在の協議会が発足しました。

協議会が発足したことで、ユネスコの第 1 回プロジェクト未来遺産に登録されました。また、地元企業の協力が得られたり、大学の研究者も訪れるなど、幅広い分野の人々が集まり始め、活動の知名度は高くなっていきました。近年では、事務局の呼びかけに応じて、国の機関や行政も、以前より多く参加するようになりました。



協議会総会の様子



企業と地元児童の参加による耕作放棄地のビオトープ化作業

対象地域：埼玉県

再生課題：豊かな生態系を育む湿地環境の再生



事務局：国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所
対象地域：埼玉県（荒川中流域の太郎右衛門橋下流約4km区間）
設立日：H15.7.5
全体構想作成日：H16.3.31
H18.5.28
R2.2.6（改訂）
実施計画作成日：H23.1.28
（R4.3 現在）



イメージキャラクター「たろえもん」
埼玉県内の高校生対象の公募で選定

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

再生
目標

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路と周辺において、荒川太郎右衛門地区自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。



自然再生の手法

- ▶ 旧流路の保全・再生
- ▶ 湿地及び止水環境の拡大
- ▶ 河畔林の保全・再生等
- ▶ 維持管理・モニタリング・環境学習等

本地域は、幹線流路延長173km、流域面積2,940km²の荒川の中流域に位置しています。かつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている約4km区間において、固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指します。

主に、乾燥化が進む旧流路や周辺の湿地環境の保全・再生、過去に確認された固有かつ多様な生きものが住めるような環境の再生を実施し、多様な水域・水際環境を形成し、周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指し、将来にわたり治水面からもプラスになるような自然再生事業とします。

ここに注目！ 生態系ネットワークも意識した活動の推進

本地域の近傍にある江川トラスト地やミツ又沼ビオトープなどの豊かな環境が保全されている場所と共同で、一般向けの見学会を行っています。また、荒川の美しい原風景の再生に向け、江川トラスト地に自生するサクラソウの移植なども実施し、生態系ネットワークを意識した取り組みを進めています。



移植したハンノキに飛来したミドリシジミ



小学生による植栽イベント



サクラソウ

関連ホームページ 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会：<http://taroemon2021.html.xdomain.jp/index.html>

対象地域：静岡県

再生課題：湿地生態系の保全・再生 良好な水環境の再生



事務局：静岡県静岡土木事務所
静岡市役所
対象地域：静岡県静岡市麻機遊水地
（第1工区、第2-1工区、第3工区、第4工区の縦面積約160ha）
設立日：H16.1.29
全体構想作成日：H19.3.1
実施計画作成日：H20.12.8
（R4.3 現在）

麻機遊水地保全活用推進協議会

再生
目標

麻機遊水地に昔から暮らしてきた多様な生きものたちが、遊水地で生息・生育できる環境を再生していくことを目指す。



自然再生の手法

- ▶ 水路の再生
- ▶ 湿地環境の再生
- ▶ 多様性のある池沼部の再生
- ▶ 外来種の駆除
- ▶ 人と自然との良好な関わりづくり

麻機遊水地は静岡扇状地平野の北縁に位置し、標高わずか7m前後の低湿沖積地帯です。全国最大級のミズアオイの自生地として、また、タコノアシなどの絶滅危惧種が多いことから、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

しかし、現在は植生遷移や外来種の移入・異常繁殖により在来種や絶滅危惧種などの生息・生育環境は失われ、また、雑排水の流入による水質悪化などに起因して、生態系のバランスが崩れ始めています。

そこで、本協議会では、「生命にぎわうわ（環・和・輪）の湿地麻機」を目指し、麻機の風土に刻まれた人と自然との関係を手がかりに、自然再生に取り組んでいます。

ここに注目！ 学校と協力・連携した保全活動

対象区域内での希少種等の保全活動だけでなく、隣接する学校で希少種の育成活動や埋土種子の発芽実験を行い、子どもたちの環境学習や育成した希少種を対象区域に里帰りさせることにより、対象区域内の希少種の維持や拡大に努めています。



ミズアオイ



タコノアシ



ハス

対象地域：山梨県

再生課題：森林の再生、景観の再生



事務局：山梨県小菅村多摩川源流研究所
対象地域：山梨県小菅村の多摩川流域
設立日：H16.3.5
全体構想作成日：H20.3.21
実施計画作成日：検討中
(R4.3 現在)



村をフィールドに住民が講師となる「多摩川源流大学」の推進

関連ホームページ

NPO法人多摩源流こすげ：<http://npokosuge.jp/>
多摩川源流大学：<https://genryudai.jp/>

多摩川源流自然再生協議会

再生
目標

多摩川源流域の河川、森林、里山、里地その他の自然環境を保全・再生・創出し、その状態を維持管理することを通して、自然と共生する社会の実現を目指す。



本地域は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、豊かな自然がのこされています。しかし、スギやヒノキなどの人工林は管理不足によって、表土の流出などが進んでおり、シカの被害も増加し、国土の保全や生物多様性の確保の見地から重大な問題となっています。

そこで、本協議会では、多摩川の自然環境を再認識するとともに、優れた自然環境や自然と共生する人の営みを保全し、失われた環境は再生し、源流本来の機能を保ち、村人の暮らしと共に持続可能な源流らしい郷を構築するために、流域の様々な分野の主体と流域パートナーシップを確立して連携・協働して取り組んでいます。

ここに注目！ 地域活性も踏まえた体験学習の提供

源流自治体の共通の課題である「人工林の荒廃」「伝統芸能・文化の消失」「産業衰退」について、下流域住民・地元住民・企業・行政・大学と連携しながら、暮らしや食の根源を体験する「多摩川源流大学」という取組で地域活性化を行っています。



大学生や地域住民が参加した景観ワークショップの様子

自然再生の手法

- ▶ 「源流らしさ、小菅らしさ」の里づくり
- ▶ 「安全で健康で豊かな」源流の里づくり
- ▶ 「自然に学び、自然と共生する」資源循環型の里づくり

対象地域：大阪府

再生課題：里山の再生



事務局：大阪府岸和田市
対象地域：大阪府岸和田市神於山（市道福田内畑線と府道岸和田港塔原線によって区切られた面積約180haの範囲。）
設立日：H16.5.25
全体構想作成日：H16.10.21
実施計画作成日：H17.6.1
(R4.3 現在)

神於山保全活用推進協議会

再生
目標

身近な自然である神於山の自然再生と今日の里山のあり方を考えることを通して、自然環境の大切さを見つめ直すことを通じて自然の再生を目指す。



神於山は、植物生態学的にはシイを中心とする緩帯常緑広葉樹林帯に属していますが、伐採、下草刈りなどの人為的な関わりを受けながら植生が変化してきました。

山麓部は果樹園として開墾されましたが、その多くは廃園になり、跡地はクズなどに覆われるとともに、竹林が山麓部はもとより山頂部付近にまで拡大しました。

そこで本協議会として、「森・川・海のつながり」、「人と自然・人と人のつながり」、「里山とまちとのつながり」を理念とし、長期的（100年後）な目標として「里山の再生」を掲げ、地元団体やNPO、企業など多様な主体の連携のもと自然再生を図っています。

ここに注目！

継続した担い手育成講座の実施

里山管理の担い手の育成として、20年以上にわたり講座を実施しています。地元小学校と連携した森づくり活動だけでなく、地元へ赴任してきた教職員への里山講座を毎年開催し、地域の自然再生に対する共通の理解を深め、意識を向上させています。

自然再生の手法

- ▶ 竹林の拡大防止
- ▶ 竹林の適切な管理
- ▶ タケの利活用の推進



藤尾池から望む冬の里山



ナルトサワギクの駆除



神於山遠景

関連ホームページ

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/g-10kabusan.html>
岸和田市ホームページ：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/29/kounoyamasizennsaisei2.html>

事業主体：佐賀県

再生課題：湿原の再生



事務局：佐賀県有明海再生・自然環境課
対象地域：佐賀県唐津市
(佐賀県唐津市七山池原字榎原に位置し、佐賀県自然環境保全地域特別地区に指定されている8haの範囲)
設立日：H16.7.4
全体構想作成日：H17.1.26
実施計画作成日：H17.3.31
(R4.3 現在)

榎原湿原地区自然再生協議会

再生
目標

昭和中期頃の湿地植生を再生し、人為活動との適切な関係の再構築を目指す。



榎原湿原は面積約120haの湿地で、貴重な湿生植物、昆虫などの宝庫であり、野焼きや草刈り等の継続的な人為的管理により自然環境が保全されてきました。しかし、緩やかな遷移の進行やオオミズゴケ他特定植物の繁茂、周辺域からの土砂の流入、周辺森林の成長等により、湿地植生の劣化が進行しています。

このため、野焼きの継続や流入土砂の除去等、湿地環境を良好な状態へと再生する取り組みを進めています。また、地元住民が主体となった観察路の整備、企業によるボランティア活動、研究者による調査等、湿原保全に多くの方々に関係する取り組みも行っています。

自然再生の手法

- ▶ 草刈り、耕起等による遷移の抑制
- ▶ オオミズゴケ他の特定植物の除去
- ▶ 堆積土砂の除去
- ▶ 湿地周辺林の管理(落ち葉かき、除伐等)



ハッチョウトンボ



オオミズゴケ堆積による
植生の劣化



土砂堆積部分の浚渫



再生事業後に再生した
多様な植生



企業によるボランティア
活動(落ち葉かき)

ここに注目！

生涯にわたる質の高い学習機会の提供

学校や団体等の自然観察や学習会の受け入れ、一般来訪者への情報提供や解説に取り組んでいます。また、企業のCSR活動と連携して、隣接する広葉樹林内における落ち葉かき等の維持管理体験活動を行うなど、自然観察や環境学習の場を保全・提供しています。

事業主体：山口県

再生課題：干潟等の再生



事務局：山口県自然保護課、山口市環境政策課 他
対象地域：山口県山口市
(周防灘の山口湾に流入する榎野川河口干潟等)
設立日：H16.8.1
全体構想作成日：H17.3.31
実施計画作成日：検討中
(R4.3 現在)

榎野川河口域・干潟自然再生協議会

再生
目標

人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、「里海」の再生を目指す。



榎野川河口域から山口湾においては、344haの広大な干潟が広がり、クロツラヘラサギなどの様々な鳥類の餌場・休息場、カブトガニの生息場になっており、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」にも選ばれている全国的にも重要な地域です。

しかし、浮泥の流入、カキ殻の堆積、干潟の硬質化・無機質化、アマモ場の激減、アサリの壊滅など、干潟生態系の改変・改質が生じています。

このため、榎野川河口域・干潟の自然環境を再生し、維持していくための取り組みを進めています。

自然再生の手法

- ▶ カキ殻の粉碎などによる底質環境の改善
- ▶ 科学的な分析・評価による干潟への働きかけ
- ▶ 再生活動が持続される体制づくり

ここに注目！

多角的なアプローチ

自然再生活動と共に生物観察会などの環境学習を併催したり、近隣小学校の「総合的な学習の時間」と連携した授業を行ったりするなど、様々なアプローチの仕方での自然再生の啓発や人材育成を行っています。



カブトガニ(幼生)



干潟耕耘作業



アサリ再生活動



海岸清掃



生き物観察会



潮干狩り体験

干潟等での活動

関連ホームページ

山口県ホームページ：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15600/ryuiki/fushino/home.html>

対象地域：茨城県



事務局：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所

対象地域：茨城県（霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（概ね西浦中岸の延長3.5km）の沿岸域）

設立日：H16.10.31

全体構想作成日：H17.11.27

実施計画作成日：H18.11.27（A区間）
H19.9.14（B区間）
H27.7.10（C～I区間）
（R4.3 現在）



協議会での環境管理活動
協議会で定期的にゴミ拾いや草刈り等の環境管理を実施しています。

関連ホームページ 国土交通省霞ヶ浦河川事務所ホームページ：https://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/kasumi_index012.html

再生課題：湖岸環境の保全・再生及び湖岸景観の再生

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

再生目標

多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を目指す。



霞ヶ浦は、1960年代の大規模干拓や1970年代の湖岸の整備等により、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれてきました。

そこで、本協議会では、この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役に立つこと、人と自然が共生していくことを願って「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る」ことを目標に自然再生の取り組みを行っています。

自然再生の手法

- ▶ 人と湖のつながりの再生
- ▶ 湖岸環境の保全・再生
- ▶ 湖岸景観（場）の再生



H区間（平成30年8月）突堤や増堤を作り、内側の静水域はワンドとして整備しました。（平成29年度完成）
今後は水際の植生繁殖が期待されています。

ここに注目！ 整備後における適切な植生管理

平成30年度に整備が終わり、現在はモニタリング調査を実施しつつ、植生の遷移状況を確認しています。特定外来生物であるミズヒマワリの侵入がみられるなど、外来種の繁茂が課題となっており、継続した駆除活動にも力を入れています。



B区間環境学習状況
B区間ワンドは、水生生物調査、ボート体験など環境学習の場として利用されています。

対象地域：埼玉県



事務局：埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町

対象地域：埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町
（埼玉県南部市街地の間に位置する大規模な平地林約152ha）

設立日：H16.11.6

全体構想作成日：H17.3.12

実施計画作成日：検討中
（R4.3 現在）

再生課題：平地林の再生

くぬぎ山地区自然再生協議会

再生目標

高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりによって育まれてきた多様な自然環境の再生を目指す。



くぬぎ山は、首都圏30km圏内にあり、武蔵野の美しい里山景観の面影を現在に伝える大規模な緑地空間です。

しかし、近年里山における農業的な利用の減少、都市化に伴う土地改変、廃棄物処理施設の乱立など、里山林の適正な管理や周辺環境の悪化が課題となっています。

このことから、①平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する、②平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ、③改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する、④利活用を図り平地林の新たな価値を創造する、ための取り組みを進めています。

自然再生の手法

- ▶ 廃棄物処理施設の撤去
- ▶ 実生や根株の移植などによる植生の復元
- ▶ 荒廃雑木林の整備



くぬぎ山を上から望む



保全管理活動



保全管理活動

関連ホームページ 埼玉県ホームページ：https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/kankyo/shizen/kunugiyama/index.html

対象地域：東京都



事務局：東京都北多摩南部建設事務所
対象地域：東京都小金井市
(野川第一調節池、第二調節池、野川(小金井新橋～二枚橋))

設立日：H17.3.28
全体構想作成日：H18.9.13
実施計画作成日：H18.10.16(第一次)
H24.11.28(第二次)
(R4.3 現在)



自然再生事業実施区域

関連ホームページ 東京都ホームページ：https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kankyo/re_shizen/meeting.html

対象地域：島根県、鳥取県



事務局：認定 NPO 法人自然再生センター
対象地域：島根県松江市、安来市、
鳥取県米子市、境港市
(中海とその流入河川
(大橋川を除く)の全集
水域)

設立日：H19.6.30
全体構想作成日：H20.11.22
実施計画作成日：
H24.3.10(第1期実施計画)
H29.9.30(第2期実施計画)
(R4.3 現在)



オゴノリ(海藻)

関連ホームページ 中海自然再生協議会：<https://www.nakaumi-saisei.org/index.html>

再生課題：水環境の再生及び河川生態系の再生

の がわ だい いち だい に ちょう せつ ち ち く し ぜん さい せい きょう ぎ かい

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会

再生
目標

昭和30年代前半に対象地域に存在していた「水のある農の風景」を規範とし、当時の風景が持っていた水を中心とした環境システムの再生を目指す。



野川は、国分寺市に源を発し、武蔵野台地の南端、国分寺崖線に沿って、小金井市、三鷹市、調布市、狛江市を貫流し、世田谷区で多摩川に合流する延長約20kmの一級河川です。

かつて小金井市の野川沿いは、田んぼが広がり、国分寺崖線の湧水や森林等により湿地や植生帯など多様な自然環境が広がっていました。現状では、沿川の市街化や土地利用の変化により自然環境の多様性は大きく損なわれたといわれています。

そこで、洪水を防ぐ目的で設置した調節池を中心に、田んぼや池、湿地等を再生し、多様な生きものの生息・生育空間や、人と自然とがふれあえる場を創出していきます。

ここに注目！ 米作り体験を通じた地域の協力者の増加

自然再生事業の一環である「米作り体験」を通じて、地元市民の会員が徐々に増えてきています。また、地域大学(東京芸芸大学)の協力で、農耕器具(精米機)を利用できるようになり、米作りの情報も得られるようになりました。

自然再生の手法

- ▶ 水のある自然環境の再生
- ▶ 市民参加による維持管理
- ▶ 自然のふれあい利用



昆虫観察会の様子



市民参加による維持管理

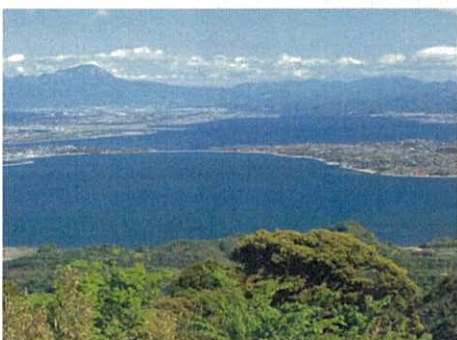
再生課題：汽水湖の自然環境、生態系の再生

なか うみ し ぜん さい せい きょう ぎ かい

中海自然再生協議会

再生
目標

豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環の再構築を目指す。



中海は、島根県と鳥取県にまたがる我が国で5番目に広い湖で、斐伊川水系の河口部にあり、穴道湖と一連の汽水湖を構成しています。

かつては、高い透明度とアマモ・オゴノリ等の藻場が広がる生物が豊かな湖でした。しかし干拓・淡水化事業等の開発、流入する生活排水、農業・畜産・産業排水の増加により、生物がすみにくくなり、地域住民の意識も中海へ向かなくなりました。

そこで、「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合い言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築することを目指しています。

ここに注目！ 石炭灰造粒物を用いた水質の改善による貝類の生息環境の回復

干拓事業などにより、湖底に窪地ができてヘドロが堆積し、水質汚染を引き起こしていたため、石炭火力発電で発生する廃棄物の石炭灰をセメントで造粒した「石炭灰造粒物(通称Hiビーズ)」でヘドロを覆う実証実験を行いました。その結果、短期間において硫化水素等の溶出を大幅に削減でき、酸素消費速度の低下と栄養塩溶出の低下が認められ、アカガイやアサリが生息する環境に改善されました。将来的には覆砂から全面埋め戻しを行う予定です。

自然再生の手法

- ▶ 海藻類の回収及びその利用
- ▶ 浚渫窪地の環境修復
- ▶ 湖岸域の保全・再生事業



窪地埋戻し事業



中海のオゴノリ刈り体験

対象地域：岩手県

再生課題：水辺及び里地里山の保全再生



事務局：久保川イーハートープ自然再生研究所
対象地域：岩手県一関市
(一関市久保川流域の羽根橋から上流の立石地域)

設立日：H21.5.16
全体構想作成日：H21.5.16
実施計画作成日：H21.5.16 (ため池)
H22.5.16 (広葉樹林)
H28.3.25 (耕作放棄地)
(R4.3 現在)



地域に約 600 個点在するため池

関連ホームページ くぼかわ里山日記：<http://blog.livedoor.jp/kubokawablog/>

対象地域：群馬県

再生課題：人と沼の絆の創造と再生



事務局：群馬県県土整備部館林土木事務所
対象地域：群馬県館林市、邑楽町
(館林市と邑楽町にまたがる約 80ha の多々良沼と館林市の約 50ha の城沼とその周辺地域)

設立日：H22.4.10
全体構想作成日：H23.5.13
実施計画作成日：H26.1.26
(R4.3 現在)



多々良沼のタタラカンガレイ

関連ホームページ 群馬県ホームページ：<http://www.kendoseibi.pref.gunma.jp/chiki/tatebayashi/tatarajou/>

久保川イーハートープ自然再生協議会

再生
目標

里地里山における侵略的外来種の防除、棚田や雑木林などの手入れを通じて生物多様性を保全し、その重要性を広く発信して地域内外の交流の活性化を目指す。



自然再生の手法

- ▶ 生物相のモニタリング調査
- ▶ 侵略的外来種の防除、耕作放棄地の手入れ・ビオトープ造成など
- ▶ 調査や防除の結果より手法を模索
- ▶ 環境教育を通じた地域内外の交流

当該地域は戦後の拡大造林や土地改良事業による水田整備などを免れてきた所です。しかし近年、水田の乾田化や化学肥料・農薬の使用、侵略的外来種などの影響により、ため池を中心に在来の水生生物が減少し、管理放棄された樹林では間伐や下草刈りが行われず、林床の植生が貧弱化しています。

そこで本協議会では、当該地域に残された生物多様性やそれを支える人の営みを適切に評価するとともに、生物多様性を脅かしている要因については、保全生態学を基礎とした科学的なモニタリングと検討にもとづき、ていねいに取り除くことで、積極的に生物多様性を再生し、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを目標に自然再生に取り組んでいます。

ここに注目！ 里地里山の生態系ネットワークの復元

ため池を中心とする水田やあぜ斜面湿地等の良質な水辺環境が残存しているため、この水辺環境を取り巻く河川、草地、林縁、落葉広葉樹林においても自然再生を実施し、里地里山全体における生態系ネットワークの復元に努めています。



蘇ったニコウキスゲ



企業参加のビオトープ造成作業

多々良沼・城沼自然再生協議会

再生
目標

「人と沼の絆の創造と再生」をスローガンに、過去の環境の再生をイメージし、「21 世紀にふさわしい沼本来の姿」を目指す。



本地域の邑楽・館林地域は、低地の湿原が数多く残存し、湖沼やヨシ原等を中心に、地域特有の生態系を維持してきました。

しかし、近年の開発等により、水鳥の飛来種の単純化や、ブラックバスなど外来魚による被害増加、水生植物群落の変化、水質の悪化などが問題となっており、県や市・町、地域の様々な市民団体等は、これらの課題に対応すべく取り組みを進めてきました。

これらの活動を更に促進し、有機的に結びつけ、真に実効性のあるものに進化させるために、協議会を設立し、豊かな自然を保全・再生・創出・維持管理していくためにはどういった取り組みが必要なのかを関係者全員で考え、共に実践していきます。

ここに注目！ 生物多様性の保全と人々との関わり創出

生物多様性の構築及び水質浄化の促進のために、毎年 3 月頃にヨシ焼きを実施しています。ヨシ原の害虫駆除や植物の芽生え等を促すだけでなく、地域の風物詩にもなっており、実施日は撮影や見物のため多くの来園者が訪れています。

自然再生の手法

- ▶ 沼本来の姿を保全・再生する
- ▶ 新たな人々との関わりを創出する
- ▶ 地域に生きる証と誇りを、後世に引き継ぐ



多々良沼のヨシ焼き



城沼のハス群落

対象地域：福井県

再生課題：湖沼環境の保全・再生



事務局：福井県、美浜町、若狭町
対象地域：福井県若狭町、美浜町
(三方湖(みかたこ)、水月湖(すいげつこ)、菅湖(すがこ)、久々子湖(くぐしこ)、日向湖(ひるがこ)の五つの湖からなる湖とその周辺地域)

設立日：H23.5.1
全体構想作成日：H24.3.4
実施計画作成日：H25.3.3
(R4.3 現在)

三方五湖自然再生協議会

再生
目標

かつての生きもののにぎわいと、人のにぎわいを取り戻すため、先人の知恵と努力に感謝し、湖と人、人と人の関わりを見直しながら、将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会の実現を目指す。



三方五湖は若狭湾国定公園、国の名勝、県の鳥獣保護区に指定され、またラムサール条約湿地に登録された貴重な湖です。各湖で塩分濃度や水深が異なり、多様な環境に応じて魚類など多くの生物が生息しており、三方五湖の汽水湖沼群漁業システムは、国の「日本農業遺産」に認定されています。

一方で、湖岸植生帯の激減、ブルーギルをはじめとした外来生物の増加、水田や水路、河川をはじめとした周辺地域の自然環境の改変など、かつての豊かな三方五湖とそれを取りまく自然環境は、急速に損なわれつつあります。

そこで本協議会では、「湖と里を取りまく自然と人のつながりの再生」をビジョンとして、自然再生に取り組んでいます。

ここに注目！ 営農水田における稚魚の育成

昔は、魚が湖から水路や水田へ遡上し産卵するなど、湖と人とのつながりがありました。このつながりを取り戻し、地域固有系統の魚の持続的な利用を進めるため、他地域から個体を移入することなく、本地域の湖や川から採卵しふ化させたコイやフナの子魚を水田で育て、湖に放流する取り組みを推進しています。



しじみ採り(久々子湖)



田んぼの生き物調査

自然再生の手法

- ▶ 多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全
- ▶ 「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわいの再生
- ▶ 生活の中で受け継がれてきた湖の文化の伝承



たたき網漁(三方湖)

関連ホームページ

福井県ホームページ：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/mikata-goko/kyougikai.html>

対象地域：大阪府

再生課題：里地里山の自然環境、生態系の再生



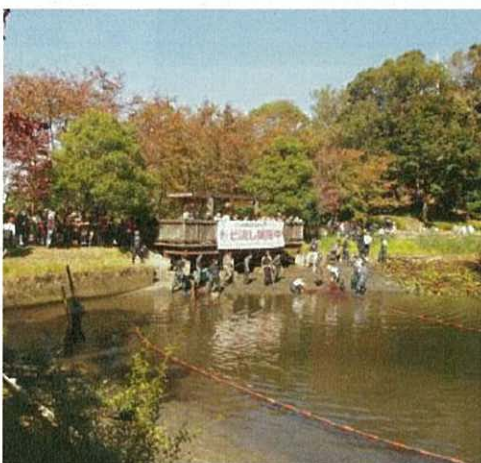
事務局：大阪経済法科大学地域総合研究所
対象地域：大阪府八尾市
(八尾市高安地域の大阪経済法科大学周辺や中地区、南地区、神宮寺、久宝寺緑地、恩智川とそれに流れ込む小河川)

設立日：H26.1.14
全体構想作成日：検討中
実施計画作成日：検討中
(R4.3 現在)

高安自然再生協議会

再生
目標

絶滅危惧種(ⅠA類)のニッポンバラタナゴを含む地域固有の生物多様性を維持することで、人と自然が共生して暮らせる持続可能な地域づくりを目指す。



本地域は、古くから谷水と湧水を導水・貯水したため池を利用した農業が営まれ、今でも数多くのため池が残されています。ため池では水質維持のために行われてきた「ドビ流し」によりニッポンバラタナゴに代表される生物多様性豊かな環境が形成・維持されてきました。

しかし、本地域では農業の担い手の減少と高齢化が進み、人手不足により「ドビ流し」が行われなくなってきたため池が多くあります。

そこで、本協議会では、多様な人々による協働により、ドビ流しの実施などにより、ヒトの営みと自然が共生できるための里地里山の再生方法や水辺の伝統的水管理手法等を踏まえた水循環・物質循環の再構築を目指します。

ここに注目！ 高安地域循環共生圏づくり

高安山の森林整備と資源利用、里地における河内木綿や有機野菜作り、保護池の水を利用したきんたい米の栽培促進とその商品化に取り組んでいます。

自然再生の手法

- ▶ 高安山の森林整備
- ▶ 里地里山の環境保全と再生
- ▶ 恩智川とその流域の水質調査
- ▶ 自然環境学習と地域と都市の交流



ニッポンバラタナゴ

関連ホームページ

NPO 法人ニッポンバラタナゴ高安研究会：<http://n-baratanago.com/ecology/kyougikai>



高安山の森林整備



河内木綿の有機栽培



河内木綿を使ったカバン販売



事務局：あわら市
対象地域：福井県あわら市
(北潟湖とその周辺地域)

設立日：H30.11.24
全体構想作成日：H31.3.23
実施計画作成日：R3.1.15
(R4.3 現在)



赤尾湿地自然観察会の様子

関連ホームページ

あわら市ホームページ：<http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life03/life0301/p009388.html>

北潟湖自然再生協議会

再生目標

北潟湖の美しい環境を取り戻し、本来も持つすばらしい自然を再生させ、さらに地域資源を再発見することにより、北潟湖及び周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりを目指す。



自然再生の手法

- ▶ 水環境の検討と管理の推進
- ▶ 生物多様性の保全・再生
- ▶ 湖の伝統文化・産業の保全・再生
- ▶ 湖の新たな活用と地域経済への貢献
- ▶ 環境教育（学習）の普及と推進

北潟湖は越前加賀国定公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性保全上重要な里地里山に指定された貴重な湖で、景観の美しさ、そして、自然そのものの豊かさ、人と自然の関わりが生み出した自然の姿の重要性が高く評価されています。

一方で、湖岸整備により、水草やトンボたちなど多様な水辺の生きものの多くが姿を消しました。さらに、フナやコイなど地域が誇る湖の恵みも、いただく機会は減ってきました。近年では、外来種の蔓延が、湖の生きものをさらに減少に追いやっています。

そこで本協議会では、「北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう」をビジョンとして、自然再生に取り組んでいます。

ここに注目！

地域資源を活用した自立した自然再生の検討

自然再生地におけるエコ・グリーンツアーの実施を目指し、素材の調査やモデルプログラムの作成・調査を行っています。



プラスチックごみの回収活動



モデルプログラム調査

自然再生事業を進めるために

SDGs

持続可能な開発目標を取り入れた取り組みの事例

持続可能な開発目標（SDGs：エスディーズ）は、平成 27 年 9 月、ニューヨーク国連本部において 193 の加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に位置づけられた国際目標であり、世界全体で 2030 年を目指して明るい未来を創るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

自然再生の実施にあたっては、SDGs のゴール等を、目標に向けた関係者間の共通言語として活用することや、SDGs に理解のある企業との連携をはかっていくことも重要です。

自然からの恵みを持続的に享受できる場の再生 — 榎野川干潟

榎野川河口干潟は、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されるとともに、絶滅危惧種のクロツラヘラサギ等の多くの鳥類が飛来し、また、カブトガニの産卵場・生息場でもあるなど、重要な地域です。かつては、アサリ漁業等が盛んで「宝の海」と呼ばれていましたが、干潟等の環境変化により、漁獲が減少し、人々との関わりも薄れていました。

こうした中で、平成 16 年に企業・団体、学識者、関係行政機関、地域住民等の産官学民で構成する自然再生協議会が設立され、「人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場」としての里海の再生を目指し、様々な活動が行われています。

また、SDGs を参考にして、①多様な生き物の生息場の保全、②良好な水環境の維持、③地域の水産資源の復活、④自然に親しむ場の提供という、地域で連携して取り組む共通の目標を掲げました。その結果、SDGs に理解のある企業や広く一般の方々から、「榎野干潟いきもの募金」、「ふしの干潟ファンクラブ」などの取り組みを通じて協力を得ることが可能となり、さらに発展的な活動へとつながっています。



生物観察会の様子

地域循環共生圏の 考え方を取り入れた 取り組みの事例

平成30年に閣議決定された第五次環境基本計画には、各地域内で資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、その特徴に応じて近隣とのネットワーク（森・里・川・海の連関による自然的つながりや人、経済的つながり）を形成し、「地域循環共生圏」を構築していくことも取り入れられています。

各地の自然再生事業では、近年の少子高齢化・人口減少社会の影響により、経済面や活動の担い手等の確保に課題を抱えています。自然再生の取り組みの継続性を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方を取り入れながら、実施者が経済的手法も視野に入れつつ自然再生に取り組んで行くことが重要です。

自然からの恵みを持続的に享受できる場の再生 — 中海

かつて中海では、オゴノリなどの海藻を刈り取り、土壌改良剤として畑にまいて農作物を育てたり、良質な寒天の原料としての産業も盛んでした。

しかし、1950年代半ば頃には、化学肥料が台頭するようになり、海藻の需要は激減し、加えて、農薬の影響によって生息域や数は激減してしまいました。

海藻は、生き物の棲み家の役目を果たす一方で、放置すると枯れてヘドロ化し、水質を悪化させます。つまり、肥料や原料として刈り取ることで、中海の水質も維持され、高品質な作物が収穫できるという理想的な循環を実現していたのです。

その後、様々な環境改善の取り組みによって、中海の水質が改善されると再び海藻が大量に繁茂するようになりました。ところが、昔のように海藻を利用する仕組みが途絶えているため、刈り取られない海藻はヘドロ化し、水質に悪影響を与える存在になってしまいました。

そのような状況の下、中海に浮かぶ大根島の耕作放棄地にオゴノリを投入し、えだまめ（大豆）やさつまいもといった農作物を栽培し、販売することによって循環型社会の再構築を目指しています。さらに、中海の恵みの力を借り、「環境」「人」「お金」の輪が回っていくことで、次世代の雇用の場の創出も目指しています。



高校生によるオゴノリ狩りの様子

地元農業・畜産業者による野草地環境保全に向けた取り組みの推進 — 阿蘇

地元の人々の手による 調査・計画づくり

阿蘇の草原のほとんどは地元の集落や畜産業者の組合などが利用・管理する入会地であり、草原再生には、これらの人々による利用・管理が継続されることが不可欠です。そのため環境省では、組合等による「野草地環境保全実施計画」づくりを支援しています。これは、必要とされるボランティアや行政等による支援を明らかにしながら、地元農業・畜産業者が主体的に野草地を管理していくための方針となるものです。平成25年度までに28牧野で取り組みが進んでいますが、今後、計画づくりを阿蘇郡市内の多くの牧野に広げていくことにより、地元と行政の連携・協働体制を築いていくこととしています。

組合員自らが植物や牧野管理の現状などを調査し、今後の利用・維持管理の方針を考えることで、牧野の豊かな自然環境の重要性や現状を再認識するよい機会となっています。



組合員による現地調査



牧野の図面を用いて計画検討

草原再生シールを貼った 農産品の流通

阿蘇の草原の野草を堆肥などに利用して生産した農産品に、生産者が草原再生シールを貼って流通させる取り組みが進められています。これにより、阿蘇の草原と消費者を結び、野菜の販売を通して草原再生への幅広い人々の参加を促しています。



草原再生シール



イベント販売で阿蘇草原再生をアピール

産学官民の連携・協働による里海の再生 — 榎野川

榎野川では、平成16年から、流域内の森・川・海に関係する企業・団体、学識者、関係行政機関、地域住民等の多様な主体の連携により、干潟等の里海の再生を進めてきました。

これまで、干潟の耕うん、アサリの再生活動、海岸清掃、カブトガニ幼生生息調査、生き物観察会、潮干狩り体験等を通じて、干潟の生物生産機能の向上やボランティア参加者の増加等の成果が認められましたが、活動主体の高齢化による人材不足や、助成金主体の活動資金のため、活動の継続について課題が生じつつありました。

そこで、平成30年から「ふしの干潟ファンクラブ」や「ふしの干潟いきもの募金」の運用を開始し、里海の再生活動を継続していくための人材と活動資金を確保する仕組みづくりを行いました。地元漁協からあさりの販売利益の一部が活動資金として寄附され、流域外からの企業からも寄附や協力を得ることができ、さらに多くの産学官民と連携・協働した取組に発展しています。



干潟耕うんの様子



カブトガニ幼生生息調査



干潟耕うん・アサリ再生活動・生物観察会の参加者

多様な企業や主体との連携による「緑の財産」の活用 — 神於山

神於山は、「神の於（お）わす山」として古くから人々と関わり歴史をもち、薪の採取などを通して里山として人々の生活に結びついた身近な自然として親しまれ、岸和田市であればだれでも遊び親しみ、そして、大切にされてきました。しかし、近年では生活様式や産業構造の変化などにより人々が山を利用なくなり、放置竹林やゴミの不法投棄などが目立ち、荒廃が進んでいる状況でした。

このような現状のもと、地元の特定非営利活動法人が中心となり、現在の人々の生活に応じた新しい里山の価値を示す活動を行っています。この活動には、地域市民だけでなく、近畿に拠点を置く企業も賛同し、参加しています。

参加の方法はさまざまで、企業内のボランティア団体による植樹やその管理、また、大阪湾の漁師も森づくりに加わり、豊かな海づくりを目指しています。新任教員の研修の場や、地元小学校の森づくり活動・里山体験活動の場としても活用しています。緑の財産の活用の一環として、竹の伐採と竹細工づくり、そしてタケノコほりと試食などを行っています。地元の方々も、動植物の観察会への参加、山菜採りと天ぷら、間伐と炭焼き等を楽しんでいます。また、このような神於山の利用方法の講座も開催しています。



地元小学校全校オリエンテーリング
「竹積み大会」



新任教員研修で竹切作業

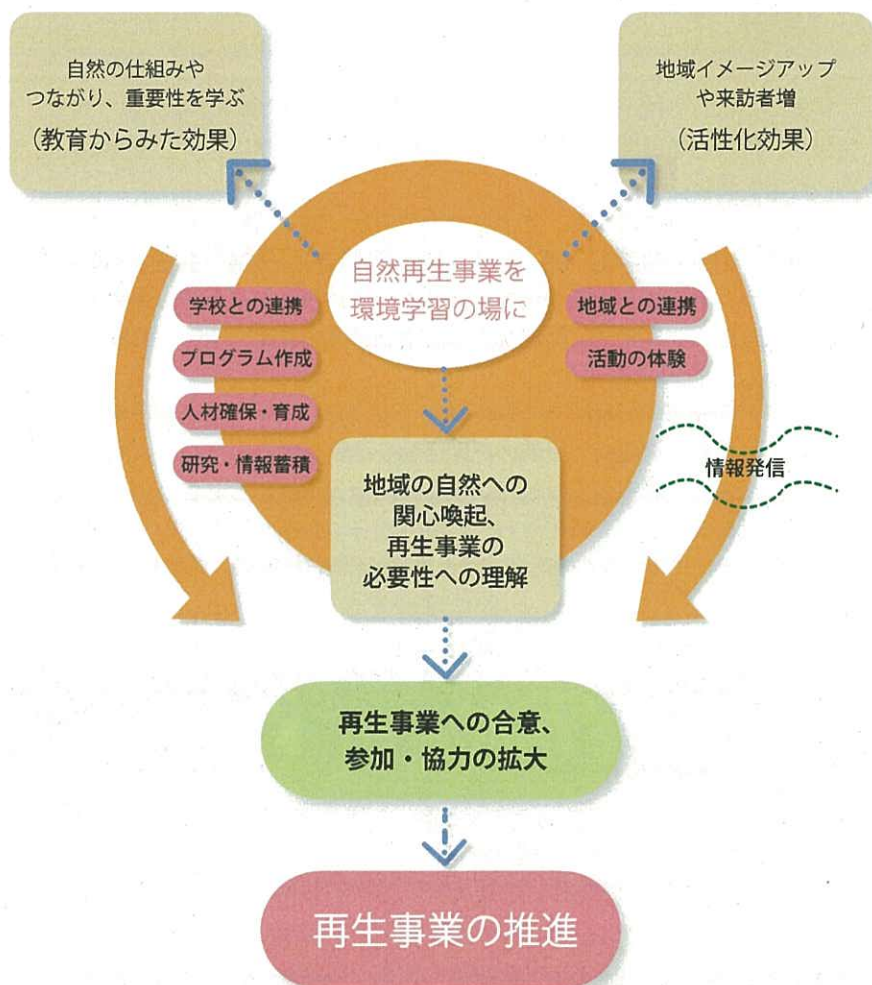


体験活動「竹めし」

自然再生事業を 環境学習の場に

自然再生の輪を広げていくためには、地域内外の人々の理解と合意が必要です。この中で、自然再生事業地を活用した環境学習は、自然環境への関心を高める上で効果的であり、合わせてその取り組み内容に関する情報発信を行うことにより、自然再生に対する理解を深め、幅広い参加を促す手段ともなります。

また、自然の仕組みやつながり、重要性を学ぶ場として適していることから、学校教育の一環としても活用されています。さらに、地域内外の人々の交流機会となるなど地域活性化への効果も期待されています。



環境学習を軸に、自然再生事業への市民参加を呼びかけるー釧路湿原

釧路湿原自然再生協議会では、「自然再生普及行動計画」（平成22年1月策定、平成27年3月改訂）のもと、自然再生への市民参加と環境教育を促進するため、湿原再生に関連する市民活動を募集。応募のあった活動について、活動予定や実施の様子をホームページや市町村の広報誌などで情報を発信し、市民の参加を呼びかけるとともに、統一ロゴの使用を認めるなど活動のサポートを行っています。環境学習をはじめ調査・研究、コンサート開催など幅広い活動がプロジェクトに登録されており、活動の輪が広がっています。

左：「ワンダリング」チラシ
右：「自然再生行動普及計画」冊子

地元高等学校による、植物を利用した水質浄化実験、環境教育フォーラム開催や、NPOによる湿原観察会などを、協議会公認の「ワンダグリンダプロジェクト」として情報発信



高校生による水質浄化の取り組み



NPO等による湿原観察会

伝統と森・里・川・海・湖を学ぶ子どもラムサールクラブ ―三方五湖

平成 30 年より、生きものや三方五湖の里山・里海・湖の自然に関心がある、地元の福井県美浜町や若狭町の小学校 3 年生から中学 3 年生を対象に、自然環境学習プログラムの提供を行っています。名称は、三方五湖が平成 17 年にラムサール条約登録湿地となったことに由来しています。

ラムサールクラブでは、三方五湖で行われているたたき漁や柴漬け漁、ウナギ筒漁、シジミ漁といった伝統的漁業や、森・里・川・海・湖の連環を体感でき、伝統的産業と生態系サービスの理解と、自然再生の担い手確保を目的としています。また、兄弟がクラブ員であれば、小学校の 1、2 年でも参加できるなど、複数世代での人材育成も狙いの一つとなっています。

下表：子どもラムサールクラブの年間スケジュール
活動の最後には、自然再生協議会の総会で、活動内容を発表

日程	場 所	内 容
5 月	屋内	生き物観察ポイント確認
6 月	湖岸のヨシ原再生地	ヨシ帯や砂の堆積地の生き物調査
7 月	三方五湖別所川河口付近	川の生き物調査
8 月	はず川水系串小川上流	川遊び、溪流の昆虫や魚の観察
11 月	耳川源流ブナの森	落ち葉の積もるブナの森の様子や木の実の観察
12 月	三方湖周辺	たたき網漁の乗船体験
1 月	屋内	学んだことのまとめ
3 月	屋内	自然再生協議会で活動の発表



たたき網漁の体験



ブナの森の保水力を確かめる実験

「ふるさとの自然環境を学ぶ」をメインテーマとした環境学習を実施 ―竜串

地元小学校では通年で総合学習の授業の中で環境学習を実施し、ふるさとの自然や自然再生についての理解を深め、自身と地域・自然との関わりについて考えるきっかけとなることを目指しています。地域の人々や専門家などが協力して、授業内容を検討し、講師としても協力しています。グラスボートで竜串の海を観察したり、海だけではなく山や川とのつながりについて考えるなど様々な授業が行われています。



グラスボートで竜串の海を観察



総合学習の授業「三崎川の生き物調査」

自然再生の取り組みを知るエコツアーを実施 ―サロベツ

自然再生の取り組みを通して地域の産業や自然を知る機会をつくり農業と湿原の共生を推進しようと、自然再生事業地を見学するエコツアーやイベントが行われています。

エコツアーでは作業体験型のプログラムを取り入れ、ツアー参加者にも自然再生事業に協力いただいています。



エコツアー



ツアー参加者の協力

地域に浸透するサンゴ学習の発信 ―石西礁湖

小学校の総合学習の時間を活用し、サンゴ礁の観察や調べ学習などの環境教育を実施しています（平成 14 年度～）。活動成果が学習発表会で発表されたり、学校による海岸清掃の企画に繋がるなど、主体的な取り組みへと繋がっています。



シュノーケリングでサンゴを調査



小学生による海岸清掃

自然再生推進法の概要

自然再生推進法は、自然再生の基本理念、実施者等の責務、その他推進上必要な事項を定め、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

1 自然再生の定義

自然再生とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理することです。

保 全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再 生

人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為

創 出

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長時間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

2 自然再生の基本理念

生物多様性の確保

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行う。

地域の多様な主体の参加と連携

自然再生は、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施する。

科学的知見に基づく実施

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力および生態系の微妙な均衡などを踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施する。

順応的な進め方

自然再生事業は、事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視結果に科学的な評価を加え、これを当該事業に反映される方法により実施する。

自然環境学習の推進

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮する。

3

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針
- 環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議決定
- おおむね5年ごとに見直し

地域の取り組み

実施しようとする主体の発意・呼びかけ

※ 誰でも発意・呼びかけをすることが可能です。

自然再生協議会の組織化

参加

地域住民

特定非営利
活動法人

専門家

関係行政
機関

関係地方
公共団体

土地所有者

協議会の取り組み

自然再生協議会

自然再生全体構想の策定

自然再生事業実施計画の策定

送付

助言

主務大臣及び都道府県知事

意見聴取

意見

自然再生専門家会議

公表

意見

自然再生推進会議

※ 関係行政機関で構成し、自然再生の推進を図るための連絡調整を実施

■ 自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。

連絡調整
報告

自然再生事業実施者

自然再生事業の実施

モニタリングの実施

順応的な事業の実施

評価結果の事業へのフィードバック

自然再生推進法

(平成 14 年法律第 148 号)

(基本理念)

第一条

この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条

この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

- 2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。
- 3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者をいう。

(基本理念)

第三条

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

- 2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。
- 3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。
- 4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。
- 5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

(実施者の責務)

第五条

この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しよ

うとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(他の公益との調整)

第六条

自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

(自然再生基本方針)

第七条

政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 自然再生の推進に関する基本的方向
 - 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
 - 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
 - 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
 - 五 その他自然再生の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。
- 6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生協議会)

第八条

実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 自然再生全体構想を作成すること。
 - 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
 - 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
 - 一 自然再生の対象となる区域
 - 二 自然再生の目標
 - 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

第九条

実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
 - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

(維持管理に関する協定)

第十条

自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

(実施者の相談に応じる体制の整備)

第十一条

主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(自然再生事業の実施についての配慮)

第十二条

国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条

主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

- 2 主務大臣は、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(財政上の措置等)

第十五条

国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然再生に関するその他の措置)

第十六条

国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

(自然再生推進会議)

第十七条

政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条

この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

- 2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

自然再生基本方針

平成 15 年 4 月閣議決定

平成 20 年 10 月閣議決定（第一回変更）

平成 26 年 11 月閣議決定（第二回変更）

令和元年 12 月閣議決定（第三回変更）

目次

1 自然再生の推進に関する基本的方向

- (1) わが国の自然環境を取り巻く状況
- (2) 自然再生の方向性
 - ア 自然再生事業の対象
 - イ 地域の多様な主体の参加と連携
 - ウ 科学的知見に基づく実施
 - エ 順応的な進め方
 - オ 自然再生の継続実施
 - カ 自然再生後の自然環境の扱い
 - キ 自然再生の役割
 - ク その他自然再生の実施に必要な事項

2 自然再生協議会に関する基本的事項

- (1) 協議会の組織化
- (2) 協議会の運営

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

- (1) 科学的な調査及びその評価の方法
- (2) 全体構想の内容
- (3) 実施計画の内容
- (4) 情報の公開
- (5) 全体構想及び実施計画の見直し

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

- (1) 自然環境学習への活用の重要性
- (2) 実地に学ぶ場としての活用
- (3) 人材の育成
- (4) 持続可能な開発のための教育（E S D）
- (5) 自然環境学習プログラムの整備
- (6) 情報の共有と提供

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

- (1) 国・地方公共団体等の役割
 - ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議
 - イ 調査研究の推進
 - ウ 情報の収集と提供
 - エ 普及啓発
 - オ 協議会の支援
- (2) 自然再生の推進に関する重要事項
 - ア 地域循環共生圏の構築の取り組み
 - イ 地域の産業と連携した取り組み
 - ウ S D G s 達成に向けた取り組み
 - エ 気候変動対策の取り組み
 - オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生
 - カ 生態系ネットワークの形成
 - キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策
 - ク 全国的、広域的な視点に基づく取り組みの推進
 - ケ 小さな自然再生の推進

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の緩和、気候変動適応、水・大気・土壌の環境保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。さらに、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境保全の取り組みや里山等の二次的自然の管理にも影響を与えています。その結果、生物多様性は減少し、人間の生存基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。この中で急激な工業化とそれに伴う開発により、農地や林地の都市的土地利用への転換や沿岸域の埋立てなどの土地利用の変化が進んだ結果、国土の自然の質が低下し、多くの野生生物の生息・生育地が減少してきました。

また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為の働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においても、エネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、国内の資源が過少使用（アンダーユース）の状態になったことや、不適切な農業・化学肥料の使用、経済性・効率性を優先した基盤整備が進行したこととあいまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質が変化してきました。

加えて、国境を越えた人や物の流れの増大などに伴い、野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に導入された外来種が増加し、地域固有の生物相や生態系に対して大きな脅威を与えています。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、多くの野生生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少がみられ、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による生物の分布の変化や生態系への影響が報告されており、今後もその影響は拡大すると予測されています。

こうした自然環境の悪化などに対し、改善に向けた動きとして、平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された愛知目標（以下「愛知目標」という。）の達成に向けたわが国のロードマップが示されるとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示され、自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することとなりました。

また、平成 30 年 4 月に第五次環境基本計画が閣議決定され、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図

り、農山漁村も都市も活かし、わが国の地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。

自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。人間も生態系の一部であり、自然の恵みがあることで初めて暮らしていくことができ、また、私たちが地域ごとに有している食文化、工芸、郷土芸能などの多様な文化は、各地の豊かな自然環境に根ざしたものといます。このような認識に立って、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取り組みを推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせ、自然の恵みを受用できる地域社会を創りあげていくことが必要となっています。

日本の国土は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。海域についても、黒潮、親潮などの海流と南北に長く連なる列島があいまって、多様な環境が形成されています。特に沿岸域には長く複雑な海岸線や砂浜、磯、干潟、藻場、サンゴ礁など多様な生態系がみられ、陸域と同様に豊かな生物相を有しています。その一方で、沿岸に人口や産業が集中したことから、浅海域や内湾を中心に埋立てや汚濁負荷の流入などの影響を受けてきました。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、草原、農地、都市、河川、湿原、沿岸、海洋等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮した生態系ネットワークの考え方を踏まえる必要があります。

また、気候変動をはじめとする地球環境の変化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要であるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の緩和や気候変動への適応等に資することを踏まえて、自然再生に取り組む必要があります。

持続可能な社会を目指すためには、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の3つの社会づくりに統合的に取り組んでいく必要があること、また、今後、人口減少や国土利用の再編が進む中で長期的視点に立って人と自然のより良いバランスを回復し、海洋を含む国土全体にわたって自然の質を向上させていく必要があること、さらには、生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性が国際的にも強調されてきていること、こうした認識の下に地域の将来像を検討し、その実現に向けて広範な取り組みと連携しつつ、戦略的に自然再生を進めていくことが大切です。

これらの考え方に加え、生物多様性基本法の基本原則を踏まえ、自然再生の視点として、次の4つを掲げます。

- ①過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- ②地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。
- ③複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。
- ④残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であり、当面の局所的な絶滅を防ぐなどの短期的

な対策と併せて、劣化要因とその複合作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で対策の検討、実施に取り組むよう留意すべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業（以下「自然再生事業」という。）は、今後重視すべき先の4つの視点を明確にした新たな取り組みとを目的として行われるものです。陸域の森林や草原、里地里山、であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す陸水域の河川や湖沼、湿原、海域の砂浜や干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系が事業の対象となります。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じて自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、こうした自然環境の状況をモニタリングし、その結果を踏まえつつ良好な状態を長期間にわたって持続させていくために必要となる行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されることが重要です。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体（以下「NPO等」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要です。

この場合、自然再生の目標については、持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定し、その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要です。その際、自然の変動やかく乱が生ずることによって本来の生態系が維持される仕組みがあることを理解することも大切です。目標は、わかりやすく、できる限り具体的なものとする必要があり、その設定に当たっては、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定するなどの方法が考えられます。

自然再生を行う方法については、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、十分検討することが重要です。また、自然再生の取り組みによる自然環境の再生状況について評価することも大切であり、必要に応じて有識者などの協力を得て自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果や発展過程を明らかにしていくことも重要です。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

これを進めていくため、自然再生の実施者は、成功・失敗にかかわらず順応的な取り組みの情報を可能な限り公開することに努め、国は、順応的な取り組みの参考となる事例を集約し広く情報発信することに努める必要があります。

また、自然再生において、元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然再生の継続実施

自然再生の実施には長期間を必要とすることから、綿密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することが重要です。また、再生された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計画の検討や自然環境調査などを行う際は、地域の子供たちの参加を促し、次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、目指すべき自然環境の目標を共に考えていくことも重要です。

さらに、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取り組みと連携すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことが重要です。

カ 自然再生後の自然環境の扱い

計画された事業の実施中のみならず事業完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて科学的知見をもとに対応を行うことにより、自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。

また、再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、豊かな自然の適切な利用に関するルール作りなどの検討を行うことや希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識の普及を行うことが重要です。

さらに、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、周辺地域も含む土地利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも重要です。

キ 自然再生の役割

わが国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然は元より、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しむ季節を読む感性である「花鳥風月」や、花見、螢狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化、野焼きなどの維持管理手法、ふなずしなどの伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境と共にあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。

また、自然再生の取り組みは、地域住民と共に行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生につながるものです。このため、地方公共団体等は、地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取り組みに対して、必要な支援に努めることが重要です。

さらに、自然再生の取り組みは、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生につながるものです。人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している原生的自然や農村の人々や生業などによって形成される田園地域や里地里山のような二次的自然など自然環境が織りなす美しい景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、美しい景観を形成し、国民への提供に努めることが重要です。

ク その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力

が不可欠であり、自然再生の取り組みに際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていくことが重要です。また、民間団体が主導する自然再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながるものが期待できるものであるため、国や地方公共団体は、民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うこととなりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

ウ 協議会は、希少種の保全上又は個人情報保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取を行うこと。

エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意の下、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）及び自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

- ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。
- イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。
- ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

- ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。
- イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。その際、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取り組みとの連携の必要性について検討を行うこと。
- ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。また、自然再生の状況のモニタリングの結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させるなど、順応的な進め方についても協議すること。
- エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。
- オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を

互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4) 情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習への活用的重要性

環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、その実施に当たっては、地域を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより気付きを「引き出す」ことなどが重要です。

また、特に自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上で重要であり、地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切なものです。

このため、家庭、学校、地域、職場などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図るために、自然再生事業を実施している地域が自然環境学習に積極的に活用されることが大切であり、自然再生事業の実施に当たっては、学校教育機関や研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設、ビジターセンターなどの自然環境学習施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。

(2) 実地に学ぶ場としての活用

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、「五感で感じる」原体験としての自然体験や保全活動への参画なども必要であり、また、そのための自然とふれあえる空間作りも重要です。このため、自然再生事業が実施されている地域を、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場となるよう十分に配慮しながら、積極的に自然環境学習に活用・提供する必要があるとします。

(3) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、NPOやボランティア等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めることや、大学・大学院等の高等教育においても、環境及び環境教育の研究と人材養成を行う場となり得ることを自然再生事業を実施している地域が認識することも重要です。

(4) 持続可能な開発のための教育（ESD）

自然再生事業は防災・減災や持続可能な社会づくりにも資するものであるため、自然環境学習の実施に当たっては、自然が豊かな恵みをもたらす一方で災害リスクも有することを踏まえた防災・減災の観点や、ものごとを主体的に考え行動できるような持続可能な社会づくりの担い手を育てる「持続可能な開発のための教育（ESD）」の観点を取り入れていくことも重要です。

(5) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることが重要です。また、学校と連携した自然環境学習の実施に当たっては、学校側と十分に調整を図り、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムを作成し提示することなどが効果的であり、計画的・継続的な活動にもつながることを認識しながら取り組むことが重要です。

(6) 情報の共有と提供

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めるとともに、関連施策と連携することを含め、情報提供機能の充実に努めることが重要です。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 国・地方公共団体等の役割

ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

イ 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動等による自然環境への影響評価を行い、自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

ウ 情報の収集と提供

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るのに併せて、国内又は海外における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く情報提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

エ 普及啓発

自然とふれあい、その恵沢を享受する国民一人一人においても、自然再生の取り組みにより再生された自然が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めること。国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。

オ 協議会の支援

実施者は、協議会を組織したとき、又は全体構想若しくは実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。

国は、協議会等に対する技術的支援を行うために必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取り組みに資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講じること。

(2) 自然再生の推進に関する重要事項

ア 地域循環共生圏の構築の取り組み

第五次環境基本計画では、各地域で地域資源が循環する自立・分散型の

社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（森・里・川・海の連関による自然的つながりや人、資金等の経済的つながり）として、「地域循環共生圏」を構築していくことを目指しています。

自然再生は地域の自主性を尊重した取り組みとして実施されていますが、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取り組みの継続性に課題を抱えています。自然再生の取り組みの継続性を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的手法も視野に入れつつ自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりの中で自然再生に取り組むことが重要です。

イ 地域の産業と連携した取り組み

自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが重要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取り組みを推進することが重要です。これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、自然資源の循環利用や生きものをブランドに活用した農林水産物の販売、エコツーリズムなど自然資源を生かした観光の促進などにより、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連付け、地域社会の活性化につなげることで、持続可能な取り組みとしていくことが重要です。

また、企業と連携して自然再生を進めることも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力、技術の面で支援を受けることにつながり、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、活動で生じたバイオマス燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献など様々な取り組みにつながる可能性があります。このように、自然再生の実施者と企業の双方に利益をもたらす得るため、両者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

ウ SDGs達成に向けた取り組み

平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)として17のゴールと169のターゲットが提示されており、17のゴールにはエネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境関連の目標が含まれました。SDGsは、複数の課題を統合的に解決することを目指すことや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことといった特徴を持っています。

SDGsの実現は地域の課題解決にも直結することから、自然再生の実施に当たっては、地域循環共生圏構築の取り組み等と併せて、SDGsのゴール等を活用することにより、関係者間で目標に向けた共通言語を持ち、当事者意識を持って取り組むことができることから、地域の課題解決を一層促進することが期待されます。また、企業がSDGsへの取り組みを推進していることも踏まえ、自然再生においてSDGsのゴール等を取り入れることにより、企業との連携を図っていくことも重要です。

エ 気候変動対策の取り組み

気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変動への適応に取り組む必要があります。

このため、自然再生の実施に当たっては、多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、海洋生態系として炭素(ブルーカーボン)を蓄積している藻場等の保全、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

また、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年6月には「気候変動適応法」が公布され、平成30年11月には「気候変動適応計画」が閣

議決定されました。これに基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のモニタリングを実施して気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全や、必要に応じて劣化した生態系の再生を図るとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成や防災・減災等に資する「生態系を活用した適応策」(E b A)の推進を図っていくことが重要です。

オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生

東日本大震災等の自然災害の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然と共に生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取り組みを進めることが重要です。

自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を評価できるようなモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。

また、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取り組みや、自然環境の再生を通して、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据えつつ、森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有していることから、国は災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災(E c o o r D R R)を推進しています。このような自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取り組みを踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

カ 生態系ネットワークの形成

自然再生に当たっては、多自然川づくり、干潟・藻場等の浅海域の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取り組みや緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことが重要です。

生態系ネットワークの形成に当たっては、保護地域だけでなく、民間が保全する地域等も含めた保護地域以外の生物多様性保全上重要な地域なども視野に入れつつ、流域圏など地域的なまとまりにも着目し、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図るための取り組みを関係機関が横断的に連携して総合的に進めることが重要です。また、形成に当たって外来種の生息・生育範囲を拡大させることがないよう留意することも必要です。さらに、国は生態系ネットワーク形成の実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

また、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など、国際的な生態系ネットワーク形成への配慮も重要です。

キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策

今日、様々な人間活動による圧迫に起因して、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じていることから、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が重要です。平成29年6月に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」においては、里地里山等の二次的自然に生息・生育する種の生息・生育地の保全等に向けて、特定第二種国内希少野生動植物種制度等が創設されました。自然再生の取り組みは、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成30年4月に閣議決定された希少野生動植物種保存基本方針を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、希少野生動植物種等の指定状況も考慮して行うことが重要です。

その際、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息している場合、保護増殖事業等との連携にも配慮しつつ、生息・生育地の整備や管理、生息・生育状況のモニタリング等を行うとともに、緊急的な措置を講じない種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取り組みと併せて、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外

保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。

これに加えて、外来種被害防止行動計画等の考え方も踏まえ、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、さらには他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐとともに、新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生において既に外来種が侵入している場合は積極的に防除を進めるよう努めることが重要です。また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要です。

ク 全国的、広域的な視点に基づく取り組みの推進

国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取り組みの動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取り組みの推進に努めることが重要です。また、各地域の特性を活かした取り組みとともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のグランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取り組みの計画的な推進に努めることが重要です。

このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めることが重要です。

また、持続可能で魅力ある国土づくりや都市・地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラなどの取り組みを推進することも重要です。

さらに、大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、生息範囲が広範な高次消費者等を指標種とすることや技術情報の共有などにより生態系のネットワーク化の必要性など広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要です。

ケ 小さな自然再生の推進

地域住民等が行う小さな自然再生の取り組みは、協議会による自然再生の取り組みと併せて全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながるものが期待できるものであるため、国や地方公共団体は取り組みの参考となる事例の整理・情報発信に努めることが重要です。

小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要です。

また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要です。

環境省自然再生事業についてのホームページ

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/>



発行 第1版 平成27年3月

第2版 令和2年2月

第2.1版 令和4年3月

環境省
自然環境局自然環境計画課

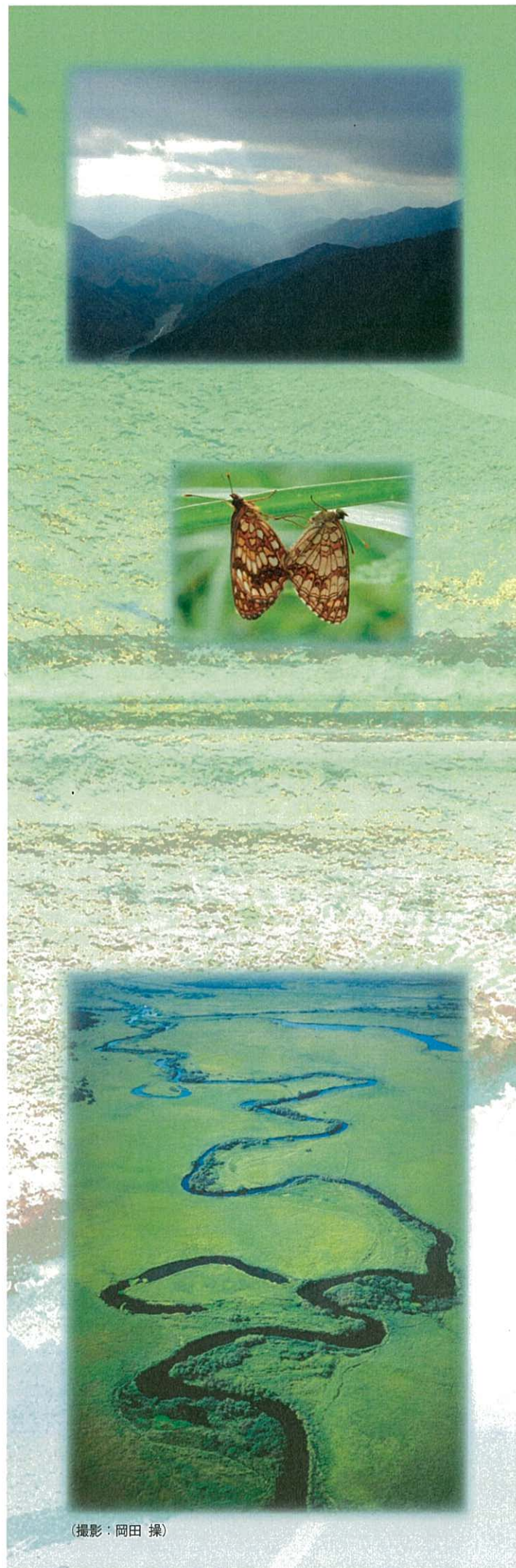
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-5521-8343 FAX:03-3591-3228

<http://www.env.go.jp/>



このパンフレットは再生紙を使用しています。



(撮影：岡田 操)